

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和四十一年三月三十日(水曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

三月三十日
辞任
郡 祐二君
竹中 恒夫君
補欠選任
大森 久司君
中村喜四郎君

出席者は左のとおり。

委員長 林田 正治君
理事 小林 武治君
沢田 一精君
加瀬 完君
原田 立君

委員

大森 久司君
小柳 牧衛君
高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
中村喜四郎君
鈴木 壽君
松澤 兼人君
松本 賢一君
市川 房枝君

国務大臣

自治 大臣 永山 忠則君

政府委員

自治省財政局長 柴田 護君
自治省税務局長 細郷 道一君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

参考人

一橋大学教授 木村 元一君
学習院大学教授 恒松 制治君
栃木県足利市長 木村 浅七君

本日の会議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林田正治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、初めに本法律案について参考人から御意見を伺いたいと存じます。

参考人の方々におかれましては、非常に御多忙中にもかかわらず御出席願ひまして、まことにありがとうございました。これより、さっそく御意見を伺いたいと存じます。なお、時間の都合によりまして、御一人十五分程度にお願いいたしますと存じます。

また委員の方々に申し上げますが、参考人の方々に對する質疑は、お三方の御意見が全部終わりましたからお願いいたしますと存じます。

それでは初めに木村元一参考人をお願いいたします。次に恒松制治参考人をお願いいたします。そして、続いて木村浅七参考人をお願いいたします。最初に木村元一参考人をお願いいたします。

○参考人(木村元一君) 時間が限られておるようでございますので、ごくあらまし国の今回の税制改正に關して意見を申し上げます。初年度三千億ばかりの減税をすることになりました。そのかわりに公債政策が入ってくるという、二十年來

の日本の財政経済にとりましては、かなり大きな変化が見られる。ただ、いままでが正常であつて、現在が危機的とか異常であるというような感覚は私は間違ひだと思つております。つまり、いままでが少し異常過ぎたのでありまして、今後はむしろこういう状態がジグザグの形で続いていくというふうな考へて処置をとっていくべきである、こういうふうな考へております。

で、地方の税財政問題は、もう何回も皆さんの間で議論になっておりますように、国、地方を通じての事務配分の問題がよく考え抜かれておらないために、筋の通らない、いろいろな措置が絶えずつけ加えられてくるという状況になってしまつてしまつた。それから、その対策を考えるための委員会とありますが、調査会といひますか、いろいろな機関があるのでありますけれども、税については税制調査会が主としておやりになる。事務配分の問題については地方行政委員会のようなものがおやりになる。補助金の問題については補助金の合理化委員会というふうなものを設けてそこでいろいろ研究をする、補助金とよく似ておる交付税といひます。税といひます名前がついておるがために税制調査会の仕事である。補助金をつけるにつけないにつけて、その仕事の量とか、あるいは性質を選定いたしますにつぎまして、当然問題になることである。補助金の問題を考えると、これは、現在の事務配分といひますものを一応前提とした上でひとつ考へていきたいと思います。こういうことにならざるを得ない。つまり、事務とそれから国からいけます交付税なり補助金なりと、地方の持つております独立の財源——主として租税であります。が、租税、この三つがそれぞればらばらにいつも検討されておりました、総合的に三つのものの調整をはかるといふことがどうもおろそかにされ過ぎておるようになつております。

從來はどのような状況にもかかわりませず、まあ十年來、昭和二十九年、三十年ごろから今日まで幸いにして、また倥幸といひますか、異常に高い経済の成長にささえられて、いろいろな無理がそれほど意識されないうまで済みますことができたように思ふのであります。たまたま成長率が七・五％という、日本の経済にとつては私はもうそれでもなかなか大きな成長目標だと、つまり長期的に考へた場合に、七・五％といったような成長率は、それでも相当高過ぎるといひます。が、だんだん成長速度が鈍つてきて、税収が十分あがらない。これは国についてもそうでありまして、ことに地方についてそれがはつきりあらわれてくる、こういう状況になつて、いままでやつてきたことの継ぎはぎ的なやり方に対して、何か根本的に考へなければならぬのじゃないかという様相といひます。事情がだんだんはつきりしてきたように私は思ふのであります。

そもそもと言つて少し大げさになりますけれども、地方の財政なり自治なり税制なりは、一体どうあるべきかという理想の姿といひます。一つひとつが突にむずかしい。これは私の恥を申さなければならぬけれども、地方の財政、税制について勉強を始めてからまあ大体七年ぐらひにしかたならないのでございますが、若いときからやつてきたのでございまして、一体地方自治といひますのはどういふ意味なのか、そういうことからは勉強を始めてみようと思つて、いろいろな書物や外国の例などを調べてみますといふと、もういよいよわからなくなつてまいります。日本の例で申しますと、一方には地方の財源を充実して、国との関係をなるべく断ち切つたような形で自由にと、それこそ自主的に地方がやっていくといふことが、地方自治の本旨といひますか、目標である

と考えられておりますが、しかしながら、この財政上の実情を見ますと、御案内のとおり、かなり裕福な市町村あるいは府県が一方にあるかと思ふという、ほとんどすべてを補助金とか交付税でやっていかなければ立ち行かないような市町村、府県もある。ことに最近興味を持って離島関係調査に参りますという、小さな村で、もう一から十まで県なり、あるいは国なりをお願いをして仕事を——道路をつけてもらう学校をどうしてもらおう、港を整備してもらおう。船を出してもらうについても、とても採算ベースに合うようなものがある。結局県なり国から補助金をもらわなければ交通もうまくいかないというふうな、非常に貧弱なところもござります。

そこで、もし地方の独立税主義というものを、地方自治のために必要なことであるということと推進してまいりますという、財源といいますが、経済力のあります府県、市町村では、与えられた財源を、税源を十分利用して相当の仕事がやれるようになると思うのでありますが、しかし、貧弱なところでは、どんな税金をもらいましても、それを利用する道がない。まあせいぜい、たばこ消費税のような、現在たばこの本数で分けておけるようなものがありますが、きわめて交付税によく似たような税金であれば、貧弱な市町村、府県にも潤ってまいりますけれども、ほかの税金を何を渡しても、格差は広がるばかりである。ところが、他方におきましては、テレビ、ラジオの普及とか、戦後の民主政治、デモクラシーのかけ声という影響もございまして、どの町、どの村へ参りまして、同じ程度の行政水準を要求する声が強い。いなかへ参りまして目立つのは、校舎が建て変わりましたために、非常にりっぱなものができまして、もちろん、しきに見れば、都會の学校の施設と比べて劣るところがたぶんありますけれども、そこに住んでおられる村の方々の住宅と比べますという、おそろしくりっぱな校舎ができておる。やはり学校関係で申せば、教員組合あるいは学校の先生方の研究団体、全国的

な組織、あるいはその上に文部省の一定の基準といたつたようなものがある。それについて、とって教室の整備も、科学室も特別教室もといふに広がつていくのであります。これも大きな目で見れば、日本の民主化といひますかのために、必要なことであるように思われる。もしそのほうを強調するとすれば、地方にはあまり独立税を渡さないで、むしろ交付税を強化していくという方式のほうが、あるいは能率的であるかもしれない。しかし、交付税が非常に多くなつてくる、あるいは補助金が多くなつてくるというところであれば、これは先ほど申しました地方自治という考え方、独立税主義という考え方に背馳する。一体どっちをどういうふうにあんばいして調整していけばいいかという点になります。

私、実際よくわからない。これからの研究させていただくつもりですけれども、どうも結論はなかなか得られないような感じがしております。しかし、そういう矛盾した状況の中ではござりますが、同じ国から地方をささえるためにお金を渡すとする、まあできれば第一に税金で考えてみる。しかし、どうもぐあいが悪いということであれば、次に交付税で考えてみる。補助金で出すということになります、これは何と言つても一番国の、あるいは県の、市町村なり府県なりに対する統制と言いますか、ひもつきと言いますか、が強くつてまいりますので、その意味で補助金はなるべく整備する。一番先に考えることは独立税、次に交付税、最後に、やむを得ないものについてのみ補助金を考えるというふうなシステムをひとつ仮定いたしまして、私そういう線で行つたならばどうなるだろうかということを一応考えてまいつておるものでございます。

その意味で、今回の地方税の改正におきまして、私も税制調査会の方で考えました大きなポイントが、一つ二つ今度くずれております。これは、まことに遺憾に私は思つておるのであります。その一つは、住民税の改正でござりますが、所得税と住民税とを両方合わせた負担の軽減とい

うこと、これはもう物師の騰貴その他を考えまして、おそらく、ほんとうの意味の減税になるというのではなくて、増税になつては困るから調整のために税率を下げ、あるいは基礎控除を上げるといふ措置をとらざるを得ないのでありますが、その意味で私は国税、地方税双方を頭に置いて改正の素案といひますか、要綱をつくつたわけであります。

そのときの考え方は、地方の税金としては、どうしてもどちらかというと低所得層のほうに税金をかけるようにしなければ、先ほど申しました格差というものが非常に大きくなつてしまふ。現に小さな村に参りますという、国税を納める人というの、数えるほどしかない。その国税にリンクさせたような住民税を取ることになりますという、ほとんど住民税が取れないというふうな結果になつてしまふので、住民税のほうを少し所得の低いところからかけていく。国税を少し高いところからかけていく。しかし、全体として国税、地方税を通じた租税の負担は増税にならぬような意味の減税、調整減税をやるべきである。ところが、国税の減税については、大体提案どおりに相なりましたようでございますけれども、地方税については、いわゆる税源の委譲、国税で下げた部分の一部分を地方で取るということになつて、各方面から反対が出たようでございます。これは減税ムードの中で増税とはどういふわけだといふふうな御意見が勝ちを制したようでありまして、私どもの提案したようなことをやろうとすると、ある時期にはどうしてもある程度の無理が起きます。川を渡つて向こう側に行けば、合理的にある程度やれるというところに川がある。それを渡るときにある程度足がぬれるというところは、どうしても改正に伴つて起こつてくることでございます。そのときに、年々のごときで、いま申しましたような幾らかでもどこかで増税になるような人が出たのでは困るのだという考え

方だけでいきますと、合理的な税制の改正という

ことはむずかしいのではないかと、ひそかに憂へている次第でございます。

それからもう一つ、あとで隣におられます恒松先生からもお話があるかと思ふのでありますが、固定資産税につきまして免税点の引き上げという措置が加わつたために、当初の増収予定から五十億ばかり減つたようでございます。この点は、事務的に私どもどの程度スムーズにいくかというところが問題であつたのであります。免税点の引き上げがスムーズにいくことであれば、これに反対する理由は少しもございせんけれども、ただ固定資産税をめぐつて一般の議論を拝聴しておりますという、自分がただ住んでゐる家が、時価が上がつたからといって税金をとるといふのはなほ不都合であるとか、あるいは実業界の方々から言われることでありますけれども、もうけてもいない会社に固定資産税をかけた、しかもそれが増税になつてくる。増税といひますか、税率の引き上げにございせんけれども、時価が改定されるために税金をよけい納めなければならぬということになると、これはなほはだ悪税であるといふような声が聞えておるのであります。

しかし、どんな税金でも、完べきに公平でりつばな税金といふものはあり得ない。所得税のごときものは、いい税金だとおっしゃつたけれども、私も大学の関係の者と会社へつとめておられる人で、社宅がある人となし人との間の生活の内容というものはずいぶん違ふんです。しかし、所得税というものが、貨幣経済をもとにして関係上、現物給与について十分考慮することができないという本質を持つておる限り、ある程度不合理なものでは所得税においてもがまんしなければならぬ。固定資産税の場合でも同様でございます。一つ一つのケースを見れば、はなはだ不合理なことが起こつてまいりますけれども、平均的に見て、財産を持つておる人と持つておらない人との担税力というものを頭に置きますといふと、持つておる人のほうがやはり担税力があるの

であります。そういう点で何か一つの税金を悪税とときめつけたり、まあ電気ガス税についても同様の見解があるようでございます。あれは悪税であるということをおっしゃるのではありませんが、そういう意味で申すならば、税金はすべて悪税でございます。ないほうがいいのでございませう。しかし、税金をとっておる国であるから資本の自由、民主的な政治ができるのでありまして、もしこれが全部国有の制度になってまいりますれば、税金という形で特別にとらなくても済むようになりますが、そのかわり、また全く社会組織の違った国柄に変わっていくわけでございませう。税金というものは、そういう意味で、決して絶対的にそのある税自体が悪税であるとか良税であるとかということとは、なかなか言えない性質のものであるということをおのこし一言申し上げたいと思ひます。

たいへん予定した時間よりも十分ほど過ぎてしまいました。ほかの参考人の方々に御迷惑をかけましたけれども、ひとまず、これで私の意見を終わることにいたします。

○委員長(林田正治君) 次に、恒松治参考人にお願ひいたします。

○参考人(恒松治君) いま木村先生から一般的な問題についてお話がございましたので、私は四十一年度の予算編成の場合の地方財政の問題点、あわせてこれからの地方財政のあり方と申しますか、そういうことについて意見を述べたいと思ひます。

で、四十一年度の地方財政計画の中で、非常に大きな問題が私は二つあると思ひます。一つは、地方税の減税によって税収の伸びが非常に小さくなったということでありませう。去年一五、六%の伸びがあったものが、こゝしは五%くらいに減ったという。それからもう一つは、地方の財政需要と申しますか、いわば出るほうであります。公共事業がかなり拡大される見込みでございますので、そういう意味では財政需要が依然として大きいという事です。したがって、入るほうがあまり入

らなくて、出るほうが依然として大きい結果、財政計画がかなり苦しい計画になっていると思ひます。その苦しさはあらわれておりますのは、二つの方向であらわれているわけであります。一つは、歳入の中に占めますところの地方税の割合が非常に低下をいたしまして、国庫支出金の割合が非常にふえたということでございます。これは先ほど木村先生のお話にありましたように、地方自治という問題にかかわってくる問題でございます。それからもう一つは、地方債が著しくふえたということでございます。

で、この二点が顕著にあらわれている問題点だと思ひますが、その最初の国庫支出金の割合がふえたという点につきましては、私はさほど大きく考えておりません。先ほど、国庫支出金の割合がふえるということは、地方自治にとって悪いことであるというふうな考え方もあるとお話ございましたけれども、私はそれほど強く感じておりません。しかも、地方税の割合が低下をしたといひましても、三%でございますし、国庫支出金がふえたといひましても、その割合は二%にしかすぎないわけでございませう。それよりもむしろ地方債が非常にふえたという点のほうが、私は問題だと思ひます。で、将来の地方財政の運営に對してこれが大きな負担になるであらうというふうな考えられるからであります。こうした地方財政計画にあらわれた問題点は、いづれも、先ほどのお話にもありましたように、こゝしの財政政策の方向として、減税ということと、それから公債発行ということが地方財政への影響としてあらわれた問題であります。これからの地方財政の運営がどのような方向をとらなければならぬかという点に對して、大いに検討を要する問題であらうと思ひます。で、これからの地方財政の運営を行なうに際しまして、どのような方針を、どのような行政を国と地方との間でどのように分担し合うか、あるいはそのためには財源をどのように配分したらいふか、こういう問題がこれからの地方財政の大きな問題点になるだらうと思ひます。

あります。そこで、こうした方向の中でこゝし幾つかの地方税の改正がなされたわけでございませう。それに對して若干ここで意見を述べたいと思ひます。その一つは、第一番目は交付税率が二・五%引き上げられて三百三十五億の地方税収入の増になったという点であります。私は、これはまさしく当然の措置であらうかと思ひます。交付税は御承知のように、本来地方団体の財政需要とそれから財政収入との差額を補てんするものでありますから、現在の財源の配分あるいは税の配分を前提といたしますならば、財政収入の伸びが少なくとも減税によって、あるいは減税政策によって財政需要の伸びに追いつかない、こういう事態が生じた場合には、当然自動的に引き上げられておるべきものであると、こういうふうな考え方からあります。そのために国への申し立てが、国庫への依存が増大いたしましたけれども、それは一向に差しつかえないと思ひます。ただし、こゝしの改正にありましては、四百十四億のいわゆる特別交付金が出されておりますけれども、こゝしの臨時なものではない、地方財政の制度と申しますか、あるいは秩序を維持する上において必ずしも適当ではないだらうと思ひます。なるべくこゝしの臨時なものではない、こゝしに望ましい、こゝしにふに私は思ひます。

それから第二番目に、先ほど木村先生もお話になりましたが、固定資産税と都市計画税の増税であります。これは増税ということばが適当ではございませぬので、負担の調整といったほうがよろしいと思ひますが、この改正も私は当然の措置だと思ひます。この固定資産税、都市計画税の調整は、主として土地に對するものでございませうが、新しい評価制度になりました昭和三十八年のときに、昭和三十九年から四十一年までの特例として、田畑、すなわち農業用地でありまして、田畑は昭和三十八年度の負担をこえないといひ、それから、それ以外の土地に對しては、三十八年度の課税標準額の一・二倍、言いかえれば

二割増しの額に税率をかけたものをこえない、こゝしにいうならば特例措置があったわけでありませう。その特例措置から申しますと、今度の改正は若干それに反するわけでありませうけれども、しかし、私はこの特例規定そのものがともとも無理だったと考へております。もう昭和三十七、八年ごろから人口が都市へ非常に急激に集中するという現象を生じておりますものだから、こゝしにいう人口の都市集中という現象から見ますと、こゝしにいう規定が、当然負担に不均衡をもたらすといふことは明らかであつたわけでありませう。したがって、もともとその規定それ自体が無理だつたと思ひます。したがって、今度地価の値上がりに応じて、私は必要な措置でありますし、当然の措置だらうと思ひます。ただ聞くとこゝしにいうように、来年評価がえをする場合に評価がえをしない、そのまま延ばしていつかというふうな措置も講ぜられたように聞いておりますけれども、むしろ来年度の評価がえをして新しい評価制度に基づくこゝしの負担の公平を期するほうが私は望ましいと思ひます。

おきまして、国と地方団体間、あるいはまた地方団体相互間においての税財源の調整をする、国の財源を大幅に地方に委譲するというようなことも、どうしても考えてもらわなければ、この問題は解決ができない。このことは先ほども諸先生からお話がありましたように、国と地方との事務の再配分という問題にも関連をしてくるものであります。ところが、現実の問題として、地方の財政をこのままでは放置はできないということがあるのであります。どうか慎重な、この地方税制の問題についてはお考えを切にお願いを申し上げる次第でございます。

そこで、一応地方税の現状とあり方に対する私どもの要望を申し上げたのでありますが、今回の地方税法の改正案について申し上げますというところ、まあ住民税につきましては、課税の最低限の引き上げによる減収の補てんが講ぜられておりますし、また法人税割りも法人税の減税に伴う措置が講ぜられておりますし、あるいはゴルフ場所在の市町村に対しては、これまで利用税の交付金制度が初めて創設をせられたということであるのでございます。さらにまた、固定資産税、都市計画税においても、それぞれの調整措置がとられて、少しでも住民負担を軽くするという一方、また市町村の税源を確保するという配慮がなされておるといふことに對しましては、私どもは感謝をいたしております。

まあそういう意味で今回の改正案を考えますときに、基本的には賛成を申し上げる次第であります。ただ衆議院におきまして政府の原案が、固定資産税に対する修正をされたわけでありまして、あの衆議院の修正案によりまして、固定資産税を中心として五十数億円の減収を招くこととなりますので、これをこのままではおきましては、地方財政に甚大な影響を与えることはもちろんでありますし、まあ衆議院におかれましては、修正案の決定に際しましては、政府の責任で完全に補てんをするよう附帯決議がなされておるのでございしますが、どうか参議院におかれまして

も、市町村の財政の現状にかんがみまして、完全な減収の補てんが措置をせられるようお願いを申し上げる次第でございます。特にこういう固定資産税の改正案による減収を補てんをされる場合におきましては、どうか地方交付税の不交付団体、交付団体を問わず、全般的に地方団体に行き渡るような減収の補てんの措置が御配慮がせられますように、たとえば、今回きめられました第一種臨時地方特例交付金のような方法で、この修正案の減収を完全に補てんの措置が講ぜられるならば幸いと考えるのであります。

そこで、この機会に今回の衆議院の修正案によりまして固定資産税あるいはまた都市計画税の影響について、私の足利市として調査をいたしましたところが、相当な大きな影響があるというので、少しくまあ申し上げてみたいと思っております。固定資産税におきましては、この免税点の引き上げによりまして土地、家屋の納税義務者が二万九千人のうち四千四百九十九人減、一三・七％減という納税義務者が減ります。そして税額の減少は、土地の分が五百一十萬円、家屋の分が九十五萬四千円、合せて五百九十九萬四千円の減となります。また償却資産の免税点も十五萬円から三十萬円に引き上げる、これによりまして納税義務者が二千四百四十九人のうち八百四十六人、三四・六％減することになります。そうして償却資産税の減収は二百五十一萬一千円、そういたしますと

いうと、合計をいたしまして八百四十七萬五千円の減収ということになります。一方、都市計画税も八十八萬六千円の減となりまして、固定資産税と都市計画税を合せて九百三十三萬六千円の減となるのであります。政府の原案によりまして固定資産税等の調整措置によりまして、固定資産税を都市計画税の増収の見込みは千七百萬円でございまして、しかるところ、修正の案によりまして九百三十六萬一千円の減ということになりますから、これは歳入増見込みの五五％減と、こういう計算が出来るのがわかったのであります。これはまあ相当の各市町村として大きな問題であります。

まするので、重ねて申し上げるようでございますが、どうか完全な補てんの方途を講じていただきたいことを特にお願いを申し上げる次第でございます。

次に改正法案の内容の主要項目について簡単になお加えたいというところ、住民税の改正につきましてはもう減収の補てんがなされております。しかも恒久的な減収の補てん措置が講ぜられまして、これにつきましては私どもは何も言うところはございません。

固定資産税につきましては申し上げますというところ、固定資産税につきましては、年々地方税全体に占める割合が低下してきております。これはやはり評価がえ等が十分に実施せられなかった影響というところを申し上げていいたいと思っております。今回の新評価による改正、まあ調整措置といふふうな方法が講ぜられてはおりますが、まあこれから見ましても、負担の不均衡を是正するといふ意味から申しましても、負担の不均衡だと考えるのであります。また個人には宅地等に対する急激な負担増を調整するという措置も、これも国民負担の現状から見ましてやむを得ない妥当な措置であるところと考える次第であります。

ただ、農地につきまして少しく申し上げたいのでございますが、農地につきましては、いろいろ国としても政策的な見地から調整の対象外とされておるのでございしますが、このことは農地以外の土地との負担の不均衡を来すといふことはもう免れない、かように考えるのであります。ことにその農地の中でも宅地の転換が予想をせられる土地につきましては、一般農地と区別をいたしまして、宅地と同様な措置が講ぜられるべきではないかというふうな考えをおののけしております。宅地の転換を予想して、農地が放置せられておるといふものが相当に見受けられるのであります。このことは大きな負担の不均衡を招いているといふことを申し上げていいたいと思っております。

なお、今回の地方税の改正の中に、非課税の特例措置といふようなことがやはりあげられてお

ますが、たとえば冷蔵庫の電気に対する課税標準の特例措置、私どもはこの固定資産税あるいは電気ガス税のこういう地方税に対する非課税の措置あるいは減免の規定というふうなものに對しては、地方税の税収を確保するという面から見ましても、これが撤廃方を国に向かひまして、国会に向かひましても強く例年要望をいたしてきておるわけでありまして、そういう国として経済政策上あるいは産業政策上必要であるといふような面につきましては、地方の負担によることなく、国の責任において適当な処置をしていただきたいというところで、今回もここに非課税の措置がなお講ぜられて拡大をされておるといふことにつきましては、まことに私どもは遺憾に存する次第でございます。

なおこのついでに、少しくあわせて申し上げておきたいことは、道路の目的税源というものが市町村には全くないというところでありまして、府県や大都市には措置をせられておるわけでありまして、現在のような交通の事情というものの、また地方開発の重要性が叫ばれているときに、道路の改修といふことは非常に重要な問題であります。これに向ける地方の財源といふものが非常に乏しいといふことでもあります。この問題はかねて来、私どもも地方にも、市町村にも特別な道路の目的税源を与えて地方開発に資するようというところを要望しておる次第でございます。この問題は、揮発油税あるいは石油ガス税を地方に委譲する、市町村の委譲についても何らか考えていただくたい。あるいはまた自動車取得税等を創設をしまして、それを市町村に交付金として交付するとか、あるいはその税額に相当する自動車税の相当部分を市町村に委譲するといふような方途もあらうかと考える。この問題につきましても今後十分慎重にお考えを賜わりますならばまことにしあわせと存じます。

以上、私ども市町村の第一線を担当しておる者として、一応地方税の改正等について申し上げた次第であります。ありがとうございます。

た。

○委員長(林田正治君) ありがとうございます。参考人の方々の御意見の陳述は一応以上をもって終了いたしました。

参考人の方々に質疑のある方はどうか発言をお願いいたします。

○小林武治君 ちよつと迂遠なことを両先生に伺いますが、地方税とか地方制度とか地方行政、そういうことは大学では何か講座で扱っておられますか、どういふふうな名前でお扱いになっておりますか。

○参考人(木村元一君) 私どものほうでは地方財政論という講座がございます。地方自治については法学部で、地方自治のための、行政法で、法律的問題は法律の問題として教えておりますが、地方行政論という講座はまだ残念ながら開講されていなかつたと思ひます。

○小林武治君 そうすると、地方財政は独立した講座としてあるのですか。

○参考人(木村元一君) 私どもの一橋にはございます。

○参考人(恒松制治君) 学習院では、地方財政論という講座がございます。それは、経済学の専門科目として地方財政論という講座が設けられております。

○小林武治君 そうすると、いまの税制とか交付税とか、こういうふうなことは、お扱いになりますか、地方自治とか地方制度とか、こういうふうな問題については、行政法の一部として何かお扱いになつてゐる、こういうことですか。

○参考人(木村元一君) はい。

○小林武治君 一つ伺いますが、先ほど木村先生は、どうも特別財源を持たすといつても限度があるし、交付税も必要で、どうしていいか、いまのところわかぬとお話ですが、どういふ状況で、結局いまのような状態が是認される、こういうことになりませんか。

○参考人(木村元一君) 時間が無いものですから、私の考えていることをみんな申し上げること

ができなかつたのでございますが、極端なことでございますが、こういうことを考えております。市町村については行政上、たとえば名前は何としていいかわかりませんが、一等市町村、二等市町村、三等市町村にわけまして、事務配分の上で、たとえば学校を国持ち、あるいは県持ちというふうなことをやらざるを得ぬような市町村については、事務の量を減らしてしまふというふうなことを考えて、どうしても三千五百市町村でございますといふことは、なかなか一律には制度の上で合理化することができないのじゃないか。そうすると、あるいはそういう市町村に指定されたところはどうかというお気持ちをもちになるか、そのリバーカッショーン——反響をつまびらかにいたしませんか、ほとんど三千五百の市町村が同一の制度でもって立ち向かつてゐるために、いろいろな整理がつかない問題が起つてくるような感じがいたします。それで、なるべくならば、独立税主主義で地方の財源を強化し、それが日本の地方自治並びに政治、経済のためにいいことだと思つておられますけれども、取り残されたものについても、やはりある程度考えてあげないと、どうしてもちがはうが出てくる。事務の配分という問題とひつちかけて、もう少しよく研究する必要があるのでないか、こんなふうに私は思ひます。

○小林武治君 私は、法律論になるかもしれませんが、両先生に伺いますが、いままで地方自治ということは、自分のことは自分でまかなうといふことが一つの観念であつたと思ひます。いままでは団体によつて、お話のように、全体の歳入の割に歳入のないところがたくさんあるのです。しかし、いまの民主政治からいけば、大体全国同じレベルに保たせるのがしかるべきでないかということになる、自治という観念と自主財政という観念は別に考える、こういうふうに自治は自治だ、その財政的な裏づけはやらぬのだ、そういうふうに考えられるようなことが出てきておりますが、そういうことについて何かお考えありませんか。

すか。地方自治というものは、財政の裏づけがなくてもいいんだ、こういうふうな考えをお持ちになつておるかどうか、こういうことはいかがですか。

○参考人(木村元一君) さいふを持たない地方自治というのは私はないと思ふんです。ただ、お金をくれるについて、この仕事とあの仕事と、これをおやりなさいと言つてくれるか、それとも、まああなたのほうの御自由でひとつお使いなさいと言つてくれるか、そこいらに私は差があると思ふんです。ですから、一々事務の中身まで立ち入りますとこれとこれとをやつたら補助金を上げますという上げ方と、まあ一応基準はあるけれども、何にお使いになつてもよろしくございまして、言つて差し上げる交付税とは、若干やはり性格が違ふ。それで、事務があるのに財源の裏づけがないがためにいろいろな問題が起つてゐるという場合、その事務を少し減らしてしまつて、減らした事務に相当するだけのものをあてがつて、財源措置をして、その範囲で自由にやつていただきますといふことが一つ考えられる。先ほど申し上げたのは、そういうことでございます。

○参考人(恒松制治君) 私は、いまおっしゃつたように、自主財源といふことと地方自治といふことを、どこで線を引くかは別にいたしまして、一応別に考えてもいいんじゃないかと思つております。したがつて、自主財源が多くなければ地方自治が保てないのだといふことではなくして、むしろ逆に、地方財政を運営していく場合に、その財源がどういふ財源であるかと、運営の上で自主性というものが保たれれば、私は、それは地方自治にとつてはむしろ望ましい案かと思ひます。で、自主財源ばかりにこだわらぬ限り、地方財政間、あるいは地方団体に住民の負担の間で非常に大きな格差が生ずることのほうを、私はむしろおそれております。

○松本賢一君 木村先生にまずお尋ねしたいと思ふのですけれども、お話の最初のほうのところに公債発行の話が出たわけです。それに、いままで

公債発行しないでずっとやってきたといふことが、むしろ異常であつて、公債発行をある程度するといふことは、危機的な問題じゃなくて、そのほうがむしろ普通の状態じゃなからうかといふように聞き取れたのでございますが、その点についてもう少しお話をいたしたいと思います。

○参考人(木村元一君) 私はこういうふうな考えでおるのです。公債発行できぬような近代国家といふものは、自分に対して自信のない国家だ。歳入欠陥が起つたときに公債が発行できない、必要に応じて公債が発行できる、どつちがいいかといへば、発行できるほうがいい。ただ、いままでの公債発行論の根拠といふのは、私のいま言ったような筋道からいふと議論じゃなくつて、民間では借金をしちやうてゐるから、政府は借金しなくて済んだ。民間は貧乏だ、だから今度は肩がわりするのだといふ最近の公債論の一連のあれになつておるその議論には、私は全然賛成しておらない。つまり、あの時期に政府も借金をしておつたら一体どんなことが起つていたか。これはもうたいへんなインフレです。民間の投資需要が減つてきたものだから、最近では物価の高不況という変な現象が起つておると言われております。こういう時期に何千億もの公債を発行したらインフレになるかとならぬかと、これは別問題だ。ただ問題は、私の一番大事にしてゐることは、一体国民所得の何%を財政支出に向けるかといふことの決定のほうが大変なんです。その中で、公債で財源を調達しようが、租税で財源を調達しようが、政府が使うものだけは民間から吸収されていく。その点はどちらの場合でも同じです。ですから、危険なのは、公債でやれば後世に負担が行くのかから、いまのところは案にやれるとかやれぬとかいふような議論で、財政の放漫化が行なわれるといふことになると、危険なんです。

したがつて、まあ簡単に言えば、公債は、もし売れる公債だけ発行してゐるならば、インフレの起るはずがないのだ。ところがいろいろなこと入れや何かをやるような事情があるといふこと

が利益になったということには考えられないのじゃないかと思うのです。

○松本賢一君 先生と議論をするつもりでも何でもございませんで、もうこの辺で打ち切りますけれども一つお聞きしたいのは、地方自治体の強さの上下、この間の客差の問題が、いろいろ

いもの、悪いものとの間の格差の問題が、ろお話が出るわけですがね。現段階で、一方大都市が困っている困っているという声を大きくあげているわけなんです。そうしますと、大都市は大都市で困っているのと、中都市は中都市で困っていると、町村は町村で困っているということになる。これはもう地方自治体は八方ふさがりで、その間の格差は正とかなんとかいうような問題じゃない。もう地方自治体全体の貧困ということが言えるのじゃないかということになりまして、そういふ点の問題をどういうふうにお考えでございませうか。どちらの先生でもけっこうでございます。

○参考人(恒松制治君) 非常にむずかしい問題な
んでございますが、地域間の財政力の格差と申し

ますかあるいは経済力格差といふことと
いうふうにしてはかるかということも、もちろん
問題でございます。たとえば一人当たりの財政支
出額とか、あるいは一人当たりの税収入額といふ

が裕福でございます。で、それだけ経済力があると
思います。しかし、財政力というものを、財政需要

との見合いでもって、どれだけ要るかということ
とどれだけ入るかということとの差額でもって考
えますと、私はいまの地方団体すべて財政的には
非常に貧困であると、たとえば大都市——いま

おっしゃいましたように大都市は貧乏なところという場合、先ほども申し上げましたけれども、人口の集中の度合いが非常に激しいような町村では、そ

れに対して行政的な施設をするだけの財源が入ってこない場合が非常に多うございます。一方人口が猛烈な勢いで減っております町村でも、一定の行政水準を維持いたしますためには、財政収入が

もとより及ばない面があるわけでございます。したがって、そういう意味では、私はおしなべて現在大都市も地方都市も町村の段階も、財政的には非常に貧困な状態である、八方ふさがりとおっしゃる意味はそういうことだろうと思ひます。その意味では確かに八方ふさがりである。したがって、私はこれに対して、財源の補てんといひますか、あるいは逆に言えば、行政事務の配分をし直すと、すなわち、もう少し国自身で、あるいは中央政府自身で行政をやるように、いわば事務の配分を変えることによって、あるいはもう少し交付税を増すことによってでなければ、解消できない問題だと思ひます。八方ふさがりという面は、まさにそのとおりだと思ひます。

〔理事沢田一精君退席、委員長着席〕

○松本賢一君 時間もございせんので、もう一つだけ、それでは恒松先生にお尋ねしたいのですが、先ほど土地の税金の問題で、農地に特例を設けるという事はどうも好ましくないというお話がございましたが、土地は高くなってきた、土地は、百姓はもうやめて、何かほかのものに利用すべきだという御議論のように思つたのですけれども、こういう点は何か、それは一応の理屈はそうであつたとしても、やはりおれは百姓としていたのだという人も世の中にはたくさんあるわけなんです、しかもそれよりほかにもろん生活の方法もおれにはないのだという人もたくさんあるわけなんです。そういう点、国民生活とそういった税の理論的なあれと、相当な食い違いがあるのじゃないかと思ふのですがね。そういう点どうですか。われわれは、こういう商売で、その辺のところ非常に気になるのでございせんか。

○参考人(恒松治君) 私、先ほどお話しいたしました農地に対する固定資産税の問題、まさにいまおっしゃつたとおりの趣旨でございまして、農業しかやれないという人で、しかもその農地が都市に近いところであつて、付近の地価がどんどん上がるという場合に、同じような地価で固定資産税がかけられてはかなわないという、確かにそれ

はわかりますけれども、私は理屈屋でございまして、理論的にはそういうふうな、たとえば坪当たり三万円の土地が坪当たり千円の利用しかされておられないという事は、私は日本の経済全体として得なやり方ではないだろう、こういうふうな考へるわけですね。したがって、もし農業としてやりたいという事でありますならば、その三万円の地価に見合うだけの税金を払つてもなおかつ収益の上がするような農業の方法を考へるべきだ、あるいはそういうふうな農業の政策を考へるべきだ、こういうふうな私には考へております。したがって、固定資産税でもつてそういう評価を低くして負担を軽くするような制度は、私はあまり好ましい制度ではない、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○松本賢一君 そうすると、こういうふうな考へていわけですか、先生のお考へは、税金としてはもうそういう理屈で取るべきだ、しかし、その人の生活問題をどうするかという事については別な角度から考へるべきだ——考へなくともいいということじゃないでしよう、考へるべきだということなんでは、それはどうなんですか。

○参考人(恒松治君) それはもし農業としてやっていくという事であれば、その農業のやり方を変えるか、あるいはたとえいま現在行なわれておりますような基盤整備であるとか、あるいは施設園芸——ビニール栽培であるとか、そういうふうな事に対して国が援助する、あるいは野菜の価額安定を考へる、そうした形で考へたほうが私は望ましいと、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○松本賢一君 これ以上さがりございせんから、この辺で切り上げたいと思ひます、ほかの方の御質問もございまいしょうから。

○委員長(林田正治君) ちょっと委員の異動についてお知らせいたします。本日付をもちまして郡祐一君が辞任され、その

補欠として大森久司君が選任されました。

○鈴木壽君 初めに木村先生と恒松先生にお尋ねしたいと思ひますが、お尋ねというよりもお教えをいただきたいと思ふのでありますが、これは恒松先生は、直接には先ほどお述べになつた中でお触れになつてはおりませんけれども、木村先生が冒頭お話しになり、いま松本さんからもお尋ねのあつた減税、国が減税を行ない、また他方で公債を発行して、いわゆる景気対策をやつていく、こういう事についてでございせんか。私も最初お話しをお聞きしておつたときには、これからのいざば国の財政運営についての正常な姿であり、いまでもが不正常的なものであつたというふうな聞いたものでありますから、ちょっと奇異な感じを感ぜ持つたのであります。いま、松本さんからの御尋ねで先生の真意はわかりました。

ただ、これからお聞きしたいのですが、いわゆる国の財政政策としてこういう事になった、これは私そういう場合があり得ると思ひますし、まあ、特にこういう時期において公債を発行するということも、私個人としてはあり得ると思ふのです。ただその量がどうか、いろいろな問題とはもかくとして、考へられることの一つだと思ひます。

そこで私問題なのは、今回のこの国のこういう政策が、実はそのまゝの形でと言つちや、あるいは言い過ぎかもしれませんが、地方のほうへみなかぶさつてくるというところに問題が私ども地方財政を考へる場合にある。もつと申し上げますと、減税をし、公債を発行してやるその仕事というのは、公共事業でございせんか。今度公共事業を中心にする。ところが公共事業は事業のほとんど全部が地方団体の手で行ない、そうしてそれには相当の地方からの負担をもつてしなければならぬ、こういうところから四十一年度からの、恒松先生が御指摘になつたような地方債の大量に発行しなければならぬ、あるいは地方債をもつてまかなわなければならないという、こういう事態になつてき

ておると思ふのです。いまの地方の財政の仕組みなり状態では、国が行なう、フィスカル・ポリシーというようなことばで言われておりますが、そういうようなものを事実上は地方が全部がぶらなければならないという事に対しては、私たえられない状態になつてゐるのではないかと思ふのです。租税に対するはつきりした把握のしかたをしないままに、そしてまた、受け入れられるような態勢を考へないままに今回行なわれたというところに、四十一年度、それからこれからの四十一年度以降、これは相当私、一年や二年で終わるものだと考へられませんか、政府のほうでもそういうようなことを言つておりますから、そうしますと、ここに一番私は大きな問題が出てきてい

と思ふ。よく私も一般的に、いままで地方の財政の強化とか確立とか、あるいは税財源をもつてこつたという事、今度それを言うにも次元が違つたやうな形で私ども考へていかなければならぬ、こういうふうな思ふのですが、少し前置きが長くなりませんが、今の今度のこういうような政策、それに基つて、それを受けて、あるいはそれを押しつけられた形の地方財政といふものは、一体今後どうなればならぬのか、どういふふうな考へていかなければならぬのか、どういふふうなについて、両先生からお考へをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(木村元一君) 国が公債を出してない間でも、実はずっと公債を出しておりました、しわ寄せが地方へきておつたという事情は、もうここ相当長い間ございまして、それが今度少しというか、かなり大きく出てきたのでございせんか。ただ、地方の実情を見ておきますと、地方のほうでも実は公共事業というのは非常にお望みになつておられる。それは地方の県でも市町村でも、一番上で総合的に考へになつておられる方は、両方お考へになつておられると思ふのですが、ど

うも新産都市の指定の問題一つをとってみても、あれはほとんど起債で、政府の利子補給を認めるというようなことで色をつけただけのことでございまして、それでも最初三つか四つくらいにしぼるつもりが、今度ふえて、十六か七もの数ができるというような事情がございまして、この問題は公債政策が導入されたために出てきた問題であるというか、今後、非常に公債政策によって地方が圧迫されるということになったという事は事実だけれども、そのまた背後には、少しく幅の広い言い方を許していただきますと、国も地方も両方とも一種の無責任態勢になっている。地方はどちらかというと国におんぶしようとする、国はそれをまた裏返して、何とか押しつけようとするというふうな状況、さらにそれをまた突き進めていくという、国に対する地方の不信感、また国の地方に対する不信感、黙っておれば地方はもうなに放漫なことをやるかもわからぬ、だから監督しなければならぬのだという気持ちが出てくる。その点になりますと、いまのお答えにちよつとはずれるのでございすけれども、世間だってある段階の団体に参りましたときに、その知事さんがおっしゃいますのは、私どものところは何かアバウト経営株式会社だと、各省各庁から来ておる方々にアバウトを貸しておいて、その管理をやっておるのが知事なんだ。これは極端な表現をされたのでございす、これで戦前の状況を見ますと、官選知事ではございましてけれども、知事の一存で、その住民のことを考えながら、また政府のことを考えながらやるのですけれども、一存でございましておつたという。つまり、どこへ橋つくと、どこへ学校をつくるかというようなことは、もうすべてまかされておつた。それで知事に対しては命令権というものは、一応内務省に統一されて、外務省とか法務省とか文部省とか、いろいろな省があつても、それは一応内務省に統一されて、内務省から命令がくるというのであつたのが、最近はそのばらばらである。それぞれ各省が府県、市町村の

出先のな個々のルートを通じて、しかも補助金を通して支配しているという形ができてしまつてゐる。

私は今度の問題でも、やはり公共事業がくることを非常に地方の方は望んでおられて、しかも財源については、その望む段階では財源のことはあまり心配しないで、何とか陳情し、声を大にすれば政府のほうがかしてくださるといったような気持ち、そこに私は今度のことがきつかけというよりは、むしろその奥に戦後の地方財政、行政、あるいは国の政治のあり方といったようなものが、何かみんなつながりがあつて出てきた問題であつて、単に今度公債がしわ寄せになるということより、もっと大きな問題じゃないかという感じがいたします。

○参考人(恒松治君) 総体的にはいま木村先生のおっしゃつたとおりだと思つた。ただ公債に伴う公共事業の拡充によって、地方負担が増大してまいりまして、困ることは確かであります。一応地方債の増加というふうな形でそれがあらわれておりますけれども、やはり私は、もう少し国家として考えるべき点があると思つた。一つは、国がやりますまいわゆる公共事業については、地方に負担を負わせないで、全部国がやるというふうな方法も一つだろつと思つた。それからもう一つは、地方債、ことし約二千億ぐらい、去年から増加しておりますが、こうした地方債の形でやりますと、地方団体間にそうした地方債の負担に非常に差異が出てまいります。したがって、むしろ地方債の部分まで全部国債として発行して、たとえば一兆円なら一兆円の国債を発行して、そのうちの三千億ないし二千億部分は地方団体に財源として与える、いわゆる公共事業を負担する財源として地方に与える、こういうふうなしかたでも私は解決できると思つた。先ほどおっしゃつたように、国民経済全体としての公債の問題は、税の仕組みによつて負担がだいたい変わつてまいりますけれども、非常に極端な言い方をいたしますならば、きわめて累進的な課税のもとでは、国債の

元利償還は、自分の右のポケットから税金を払つて、そして元利償還として左のポケットに入れるようなものでございすから、一つも差しつかえないんでございすから、地方財政の負担いたしますところの債務というものは、必ずしもその地方債によるところの影響が、その他方団体の経済力の上に直接あらわれてまいりませんので、地方団体間にかなり負担の差が出てくるだらうと思つた。ですから、私は望ましくはそういう形で、国債として一括発行して、そして公共事業に伴う地方負担部分はその国債の一部を地方団体に与えるというふうな、そういう形のほうがむしろ望ましいんじゃないか、こういうふうな気がいたします。それと、先ほど申しました国の公共事業は全部国でその費用は負担する、このどちらかの方法をとられるほうが望ましいと思つた。

○鈴木壽君 実は私公債の問題だけを問題にしてお尋ねしたつもりじゃなかつたのでございすけれども、新たに今度特別事業債というものが千二百億、そのことだけを私どうこうということではなくて、そういうことももちろん含まれながら、地方財政の全般をどう考えていかなければならぬのか、こういうつもりでございす。確かに木村先生のおっしゃる通りに、千二百億の特別事業債が今度加つたわけだけれども、そんなに驚くに当たらないとも言えると思つた。もうすでにいままで、もう地方債をみんな相当な部分受け持つておりますから、それは私に額が大きくなつたからといって、とんでもない問題だ、こういうのは当たらないと思つたが、ただいま言つたような国の政策として景気対策をやつていくといつても、実際は地方でその最終的な末端の処理をしなければいけないというふうなことで、いまのようになつておつたまま、では足りなければ地方債を使つたらいじやないか、こういうあたり方ではいけないのではないだろうか、もっと考へていかなければいけないのではないだろうか。もちろんいま恒松先生から公共事業をやる場合のこれは全部国で持つべきでないか、あるいはまた

国が公債でも発行したらもっとワクをふやして、その一部を地方に財源として与えるような、これも私確かにそういう方法はとられるべきであつたと思つたが、いずれこれからの問題として、地方債の問題を含めて、地方財政あるいは地方税といふものは、一体どうなればならぬかといふことの新たな観点からこれは考へていかなければならぬのじゃないだろうかといふふうに、私は最近考へたものですから、それに対する先生方の考へがあつたらお教えをいただきたいと、こう思つたことでした。時間もございせんからその問題はそのくらいにしておきます。

木村先生から特に税調等において地方の税源の強化、あるいはもっと大きく地方財政の強化、こういうふうなことでいろいろ御検討をいただいておりますが、現在の地方税なり、あるいはまた、今後いわゆる地方税の地方に入ってくる金を大きくするための、具体的にどういふものをついて、審議会での話の中に出てくる問題、あるいは先生御自身のお考へがありましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思つた。

それからもう一つ、ついででございすからと言つちや悪いですが、固定資産税について御三人の方触れられておられますが、これは、それはつきりおつちやつておるわけではございせんけれども、今回衆議院で固定資産税の政府原案に対する修正というふうな形のものが行なわれた。このこととで一部の間ではおかしいじやないか、今回のものは、税のいわゆる増税といふことになつたに、負担の公平、あるいはそういうところからくる一つの調整をしたにすぎないものに、何だかんだといふのはおかしいじやないかといふような議論がずいぶんあるのですが、これはお答えいただかなくともいいんですが、実は問題のとらえ方がちよつと私ども、今回の政府の案に対して、税の公平な負担とか、あるいは調整措置というふうなことでやつたことはわかりますが、しかしこれは御承知のように、三十九年にいわば暫定措置というふう

なことでもやりまして、四十二年度から本格的にそういうことをやるのだ、こういう一つの大きな前提のあるところから出てきた問題なんです。それを一年早めて、しかも何といいますか、本格的な検討を経た上でのものではないと思われるような、そういうことでやってきたところにこの問題があるのをごいまして、新評価を使わないとか、あるのをごいまして、新評価によって急にふえたものに對して、そのままいいということじゃないんで、何かの調整をしなければならぬ、その場合に率をどうするのか、あるいはその他のいろいろな方法で、やはり調整というものを考えなければならぬというような、当時税調におきましても考へ方があつて、いましばらくそれを検討しようというところになつておつたはずです。そういうものの中でわれわれも受けながら、まあ次の評価がえの時期である四十二年度、これまでの間にひとついい方法を考えよう、こういうことできたものが、いふば突如と言つては少し悪いけれども、四十一年度からこうするんだというふうにきたものですか、おかしいじゃないかと、こういうことになつたことをごいしますから、これは木村浅七さんについて、ひとつその点についての御理解、御了解をいただきたいと思うので、これは衆議院のほうでやっていただけたけれども、これは単なる衆議院という問題でなしに、党对党というような形でなされたものですから、参議院のほうの——私、變な言い方をしますまいかとも思いますけれども、そういう事情にあるということだけはひとつ御理解いただきたいと思います。なお、いまの固定資産税の問題については、別段お答えをいただくつて、直接的にこれをどうこれから考へていつた方がいいのか、強化の策としてですね。それをひとつお教えいただきたいと思ひます。

○参考人（木村元一君） これは税調で考えておる意見ということじゃございませぬ。御案内のとおり、やっぱり三十人の委員の方がおられますので、それぞれ皆さん御意見ございまして、私のこれから述べますような意見は、おそらく少数意見だろうと思ひます。しかし、せつかくの機会でございしますので、ちょっと申し上げますが、こういうふうにしたらどうだろうかということを考えております。

それは、府県につきましては付加価値税を導入する、つまり、いまの事業税を付加価値基準のものに変えていく、そうして事業税、あるいはそれ以上の税金を付加価値税に求める。あとは大きな変化はございません、府県につきましては。そのかわり府県のとつております住民税、これは市町村へ戻してしまふ。市町村は住民税と、それから固定資産税——固定資産税はできるだけ時価基準でやっていく。ただし、いまの一・四％という税率を下げていくことについては賛成でございますが、なるべくなら固定資産税一本のほうがいいんじゃないか。これをまた昔のように地租、家屋税、それから償却資産税というふうに三つに分けてしまふということが得策かどうか、この段階では、おそらく固定資産税一本にして、税率を一つにしておくほうがよろしかろうじゃないか。ただし、評価が上がってくるにつれて少し下げていくということは考えられる。ただ問題は、同じ住民税でも、法人に対する住民税、これを一体どういうふうに処理したらよろしいのか、これにも均等割と所得割がございまして、日本のように法人の数の多い有力な国というのは世界中にございません。七十万も法人があつて、そうして個人企業がだんだん法人化していくという状況のときに、この分を全部市町村の住民税にくっつけて課税していいかどうか、府県とシェアにするかどうか、そこらのところは少し私問題があるうかと思ひます。その住民税も、私の素案のまた素案ですけども、国税はたとえはある課税最低限のところから一五％とつぱなにかけていく、そうして住民税のは

うはその下の部分にかけていく。ですからその下の部分については一〇%なら一〇%という税率でもって、ことしは六十二万円になりましたか、三万円になりましたか、標準世帯の所得以下の部分で、たとえば五十万円か三十五万円か、これはちょっと私もわかりませんけれども、全体としてこういう累進カーブを考える。そうして国税がかかるところは六十五万円とか七十万円でけっこうございますが、そこでつながりを考える。それでは一億円とっている人はどういう税金を納めるかといえますと、一億円の割のところは、やはり一千万円だけは地方に行く、それ以上の分については国税に持っていくというふうな一つの体系の中で、低い所得部分は――所得層じゃなくて所得部分ですね、所得部分、その最初の段階にかかるところは地方に持っていくといったような比例税と率的なものをひとつ考えてみたらどうかしらと、そうすると自然に国と地方との間の配分の問題がこれで解決できるし、全体としても課税というもの考えることができる。同時に、先ほどもちょっと問題になりましたけれども、非課税措置とか、それからそういうものについてはもう少しやはり地方の立場を考えていただかないと、何で、もかんでも国の政策だから、国の政策だからと、むしろそういう場合には国のほうで企業者が納めた固定資産税や何かで国が非課税にしたいならば、納めた分だけをそのまま補助金として企業に返してやるぐらいの手続をとったほうが私はいいんじゃないか。それからもう一つは、同じような税金について競合が起こってくる場合には、地方税をたとえば国の所得税で納めるときの課税標準の中から納めた地方税分だけ引く、引いたものに課税をするという調整をしますというと、自然にこれは税の妥議が行なわれていく形になります。これも少し研究する必要があるんじゃないか、いまのところ、そういうことによって地方団体としての財源の強化ということが出てくると思えます。

それから、私先ほどちょっと申し足りなかった

点があるので、松本さんの御質問に関連しましてこういうことをひとつお考えいただきたいのでございます。私どもの考え方では、こし三千億の意減税をやったと言いますけれども、ほんとうの意味の減税というものは企業減税だけでございます。あの減税というのは、私は調整減税で、ほうっておけば増税になる分を、たとえば税率でもってあるいは基礎控除の引き上げその他でもって調整をしただけなのでございます。ですから、公債との関係を見ます場合にも、もちろん政治的な非常にむずかしい判断の問題が一方にあると同時に、税の中身の問題としても、比例税の場合にはちっとも増税になりませんけれども、住民税にしましても、所得税にしましても、累進税でございます。このような物価騰貴が起ってまいりますと、実質の減税がどのくらいになるかなかなか計算ができないのでございます。計算ができないのでございますけれども、実感として考えまして、かなりの部分が一種の調整税、その調整税ということを私ども一番大事な仕事だと思っております。その意味で先ほどお答えはいただかなくてもということでしたが、固定資産税につきましてなぜそれが四十二年度にやるべきものを四十一年度に突然にお出しになったかというおしかりというか、まあそういうことでございましたけれども、実は私どもが二割頭打ちということを——二割頭打ちといえますのは、税金が去年よりもふえるけれども、二割だけはふえるところまでは認めますけれども、それ以上は取らないという二割頭打ちの制度を取り入れたときに、これは非常な不公平が起くことというのを私どもも知っていたのでございます。知ってはいたんでございますけれども、実地に実施してみた場合に、これはどう不合理なことがまだ実感としてつかめなかったという点はございます。これは私どもの調査会全体としてその点は確かに不備であったと思うのですが、原案といえますか、中には二割頭打ちにも絶対反対なので、そのときからもう少しずつでも上げていくべきだったという意見があったのが、一

種の妥協ということもあって二割頭打ちになった。ところが、たとえば東京のまん中でもってすでに百万円してある土地が百二十万円になりますという、その高い課税標準に対して二割の増税が行なわれるわけでございます。百万円のものが百二十万円になりますという、税金は二割ふえてまいります。そうすると、百万円の土地に対して一・四％ですから、相当金額が高いわけですが、坪について、ところが、郊外のはうへ行きますという、百万円はしないにしても、いままで三千円か四千万円くらいの土地が、東海道新幹線の大塚駅の場合のように、一ぺんに何十万円でしたか、何百万円でしたか上がると、ところがもとの帳簿価額は四千万円でございますから、かりに四千円としますという、それに対する税金というものは、一坪当たり五十円かそこらしか払ってないで、その五十円に対してまた二割増しですから、せいぜい十円しか坪当たり上がつてもないと、こういう不公平がいわゆる既成中心部とそれから郊外地域との間に激しいアンバランスで目立って出てきたと、それでこういうことはいずれは修正しなければならぬとするならば、少なくとも早いうちに、またじわじわいく形で修正していくということが必要じゃなからうか。それはまあ実態のあまりのひどさということが一つの刺激になって、少し約束が違つたような法案の提出に相なつたのではないかと思っております。

○鈴木壽君 時間もありませんから……。じゃどうもありがとうございます。

○原田立君 先ほどから先生の御意見を伺ひしておりましたのですが、恒松先生のお話の中の、地方自治と自主財源とは別々に考えていいのではないかと、運営ということで地方自治が保たれればいいのじゃないか、こういうふうなお話がございます。地方財源が非常に不足して困るのだ、何とかその確保をするようにという御意見もありました。あるいはほかのところでは、ひもつき財源ではない、もっと自主財源をふやすべきだ、こういうふうな御意見もあって、非常に地方自治と自主財源とは切つても切れない関係にあるのではないかと、こう思つておるわけなんです、別々に切り離していくという御意見でありましたので、この点どういうのかと思ひまして、ちょっと伺ひたいのですが。

○参考人(恒松治君) 実は、自主財源と地方自治というものを結びつけないといたしますと、一体自主財源が何割になつたら地方自治にとつて望ましいかというふうな問題になつてまいります。非常にその点では、たとえば三割がいいとかあるいは四割がいいとかいうことは一がいにはきめてかかれぬ問題だと思ひます。そういうむづかしさというところからのがれる意味で別に切り離したというわけではございませんけれども、私は、本来地方自治というのは財源の問題よりは、むしろその地方行政にあるいは財政の運営をどの程度地方自治体の意思に基づいて、すなわち住民の意向を反映して行政が行なわれ、財政が運営されるかというこの面を考えるのが私は地方自治だと思つております。だんだん経済が発達して、地域の格差が目立ってまいりますと、自主財源、自主財源と申ししても、それだけで自治を云々することはとてもできないような私は段階だろと思ひます。むしろ、新しい段階では、そうした形での地方自治を考えていくべきではないだろうかというのが私年来の主張なものでございまして、一応切り離して考えるべきだというふうに申し上げたわけでございます。

○委員長(林田正治君) はかに参考人に対する御質疑の方はございせんか。――それではこれにて参考人に対する質疑は終了いたしましたものと認めます。

午後一時五十八分開会

○委員長(林田正治君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のおありの方は、順次発言をお願いいたします。

○参考人(恒松治君) 参考人の方々に對しまして、一言私からお礼のことばを申し上げます。本日は長時間にわたりまして、まことに貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、委員会の審査のためにきわめて有益なる御意見を承りましたことを深くここに敬礼を申し上げます。

○鈴木壽君 今度の改正案で一つ気になることがございまして、お尋ねをいたします。それは、道府県民税における税額控除の廃止の問題であります。昭和三十一年度のこの税法の改正のときに、所得税を一部道府県民税に委譲した、その際にとられたこの税額控除、調整控除の措置が今度なくなるわけでありまして、私も考えてみまして、また当時のこの税額控除を設けた趣旨、考え方、そういうものからいたしまして、今回四十一年度からはずすということについては、これは當を得ないものではないかというふうに思ふのであります。これについて、ひとつ最初に控除の廃止についての考え方、それをまずお伺ひをしてみたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) 三十一年に所得税から道府県民税所得割りに税源の委譲が行なわれまして、御承知のように、当時配偶者控除、あるいは十五歳以上の扶養家族に対する扶養控除、その他専従者控除につきまして、両税の間に控除の差がございましたので、その差の部分につきましては、当時の間税額控除を設け、こういうことで、当時そういう措置がとられたわけでございます。その後住民税、いわゆる市町村民税所得割りにつきまして課税方式が統一されてまいりました。現在では県民税と市町村民税とは全く同じ課税方式になつたわけでございます。そういった事情の変化が一つございまして、この税額控除

自体が税制上持つております意味が、必ずしもいつまでも存続させることを許さないものがあるんではなからうか。と申しますことは、三十一年に所得税から委譲いたしましたときに、所得税で減税になつた分が県民税にいわば増税、委譲されたわけでありまして、そのときの状態における納税者についてとらるべき措置であつたわけでありまして、それがその後ずっと引き続いてとられておりますために、たとえば三十一年当時は独身であつたものが、その後結婚いたしましたれば、配偶者ができましたために自動的にこの税額控除を受ける、あるいは十五歳未満の子供が十五歳以上になれば自動的にこれを受けるということになつてまいりました。本来は委譲当時の家族構成について控除差があつた分を補てんするというのが本来の趣旨であつたわけでありまして、続けてまいりますと、必ずしも税制上それをずっと持続しなければならぬという、多少その間に問題点があるわけでございます。そういうふうな税制上の問題もございまして、さらに今回、県民税、市町村民税を通じて大幅な減税をいたしました。配偶者控除、扶養控除以外にも基礎控除を引き上げて減税いたします。しかも、それが県民税だけでなく、市町村民税、両税を通じていたしておりますので、県民税で一万円控除が上れば、市民税でも上がるといふようなことで、一つの控除が二重に働くわけでございます。その際の最低の税率をかけたものと比較をいたしましたも、今回これを廃止しまして、住民の負担は、廃止した差し引き後において、なおかつ軽減になる、こういうような次第になつたわけでございます。さらに、この税額控除につきましては、実は税務行政上もいろいろ問題がございまして、と申しますことは、県民税は、御承知のように、市町村の窓口で課税いたしておりますが、市町村の窓口は県民税だけ税額控除いたしまして、自分のところの本来の市町村民税については税額控除いたしませんので、納税者に聞かれるときに非常に説明に困るといふような問題もございまして、一方だけ引いて一方だけ引

かない関係上、計算上のミスが起こったりするといったようなことで、税務当局者からは、やはり他日機会があればこの問題を整理してもらいたいといったような要望も出ておったのでございませう。そういうようないろいろな事情を考慮いたしまして今回の大幅減税の際にこれを廃止をいたしたい、こう考えたわけでございます。

○鈴木壽君 いまお聞きしますと、大体四つの理由をあげておられるようであります。まずその点から確かめてまいりますが、一つは課税方式が道府県民税においても市町村民税においても同じようになつた。こういうことが一つ。したがって取り扱ひの上に差異があつてはいけなないではないか。こういうことが一つ。それから第二番目には、この調整措置は当時の時点、三十七年度の改正の時点に行なわれるべきものであつて、それがずっと引き続いて後代まで続いておりますという点については、家族構成の上からとか、いろいろそういう問題の点からいって不合理である。こういうような点であつたと思いますが、これが第二点目でございます。第三、今回の減税が道府県民税及び市町村民税と両方に全体として減税をしてそれぞれ控除額の引き上げ等をやつておる。しかも、それは一言言つたように、市町村民税において引き上げられればひとしく道府県民税においても引き上げられておる。こういうので全体として大きな減税になつておる。そういう中でこういうものを——こういうものというのは、税額控除というものは撤廃しても差しつかえないのだ、こういうこと。それから最後の点は税務の事務と申しますか、課税の事務上からの問題で、県民税だけにかういふものがあつて市町村民税にないということについて説明もしにくいし、また、あるいは事務上の誤りも出る可能性がしばしばであつたと、かういふふうなことから取りはずしてもいいたいという要望が強かつた。かういふふうな四つの点で述べられたと思いますが、いま私がまとめたようなことでよろしうございませうか。

○政府委員(細郷道一君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 そこで、統いてそれじゃお聞きしますが、これはいままとめた四つのうち、最後の四番目の問題であります。課税事務なり税務行政という立場からのいろいろなめんどうな手続、あるいは事務の複雑化していること、あるいはまたそれから起こるいろいろな間違い、そしてまた、外部の人に対して説明がしにくいというふうなことで、これも税を考へる場合には、いわゆる税の合理化とかいろいろな観点で税の改正をするわけなんでしょうが、そういう場合に徴収手続なり税務の事務の問題から不都合があつてはいけなないから、これはやはり考へなければいけなないという要素が確かにあると思ひます。しかし、この問題については、いまの税額控除の問題については、たとえば県民税にだけあつて市町村民税にないのはおかしいとか、そのために事務が、何といひますか、事務上のいろいろなむづかしい問題が出てくるとか、複雑になつて困るとか、めんどうだとかいふようなことは、これはちよつとすぐそのまま取り上げるべき問題ではないと思ひます。初めから市町村のその住民税については問題にない。こんなことをやる必要のない問題でありますから、たまたま所得税を一部道府県民税に委譲するといふ、この際に行なわれた、特に低額の所得者に対する増税にならないように、負担の増にならないうようにという特定の目的のために、道府県民税において設けられた制度なんでありますから、それが市町村民税と違ふとか、そのために忙しかつて困るとか、間違いがでるとかといふ、これは忙しいようなことについては同情はいたしませんけれども、この制度をやめるための理由とは私はならぬと思ひます。その点どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 税制を考へますときに、税務行政の面もやはりあわせて考へてまいりたいと思つておるわけでございませうが、本件に関しましては、やはり何よりも一番納税者の税負担をどうするかということがやはり基本であると思ひま

す。ただ、いま申し上げました税務行政上の問題、私どももこれだけですべてを考へようとは思つておりませんが、これも副次的な理由に申し上げた程度のものでございませう。特にこの点を最初からそういうことはきまつていないかといふ御指摘でございますが、三十七年当時でございませうと、御承知のように、市町村民税自体が方式が分かれておりましたので、各市町村でまちまちであつたわけであります。ところが、昨年から全部同一になりましたので、県民税と市民税とは全く申告の場合においては同じ要素を全部使つてゐる。最後の段階の税額控除だけが違ふというふうな形になつてまいりましたので、一そうその点が表面化してきたというふうな事情があることは御了解いただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 だから、そういう問題はあります。が、そういう問題は私も否定しません。しかし、それが税額控除を取りやめるといふのはどの理由にはしてもしらなう困るということなんで、もともとそれははっきり県民税だけに對しての措置であつたのですから、それが市町村民税と違ふんだと、こゝろ言つて問題が出てきたかもしれませんけれども、それはそれなりに割り切つてもらわな

といけないと思ひます。それで、まずその問題は、私あとこれ以上追ひませんが、次に、課税方式が現在では道府県民税と市町村民税と同じだと、こゝろいう中で、ひとり道府県民税だけにこゝろいう措置を存置しておくとはうまくなかつた、こゝろいふふうなお話でございましてね。しかし、課税方式が同じだといつても、それからこれはあとにまたお聞きしようと思つておつたのですが、たとえば全体として減税が行なわれたと、こゝろいつても、一体道府県民税における税額控除の制度というものが、こゝろいふいきさつで、こゝろいふ趣旨で、こゝろいふ目的のために置かれたのかといふことから私は検討しなければいけないと思ひます。たしかに課税方式は昭和三十三年当時、道府県民税と市町村民税の間では違つておつた。違つておりましたがその市町村民税のうちの、い

わゆる当時の本文方式です。こゝろいふものに一応、特に課税標準の面で合わせて考へたんです。それで、所得税の委譲に伴つていろいろやつてみたが、これは所得税と一緒に課税標準なんかをそろえるということにも問題がある。そこで、課税標準の問題になりますと、いま言つたように、本文方式のそれに、市町村住民税のそれに形としては一応合わせようとしたが、実質上控除額が違ふといふことでいまの税額控除の問題が考へられたわけなんです。そこで、あなた方はいまの課税方式が同じになつたと、こゝろ言つても、それは形の上では同じになつたけれども、問題はその当時の基本的に、私がいま言つた違つておる課税標準等の問題、控除額等の問題で、それは今度の改正でも全部取り扱はれてはおらないのです。ですから、こゝろいふ理由で税額控除をはずしてしまふといふことは、繰り返して申し上げますが、当時の道府県民税及び市町村民税それから所得税と道府県民税に委譲された関係、こゝろいふものからいって、何も形式が、方式が同じになつたからといつてこれを取り扱つていいということにはならぬと思ひます。それから、これはまあしばらくの間といふことでやるべきであつて、家族構成なんかも違つてくる。独身者が結婚したとか、あるいは十八歳以上の者が成人したとか、その次は小さい者が十八歳になつたから自動的にこの適用を受けるのはおかしいじゃないかといふお話であります。これも私は考へ方が少しおかしいじゃないかと思ひます。これは制度として残されたものですから、制度としてやつたものに一年一年家族構成なり年齢構成なりが違つてくるのは当然なんです。しかし、そういうものを目当てにやつたのではなく、三十七年の時点においてこゝろいふものだけを着目してやつたのではなく、いま言つたように、制度として課税標準の違ひからくる、控除額の違ひからくるそれをどう税の上に増税にならないように調整することができるといふ、こゝろいふ考へ方からとられたもので

あつて、それは三十七年だけでなしに、三十八年も三十九年も課税標準に違いのある限り、控除額に違いのある限りこれは続く問題です。制度というものはそういうものですよ。そこで結論を申し上げますが、今回の改正、四十一年度から確かに控除額は引き上げられました。しかし、当時控除額の差としてとらえられておつた配偶者控除、當時は住民税のほうには配偶者控除はございませんでしたけれども、第一番目の控除に対応するものをつかまえて、それから十八歳以上の扶養控除、それから事業専従者の青色、白色、これについての差、これは配偶者控除については二万円、それから十八歳以上の扶養者控除についてはこれも二万円、青色専従者控除については四万円の差がありました。白色の場合には二万円と、こういう差があつた。それについて税の一つの仕組みとしてのとらえ方をやつたんですから、今度の改正によつては配偶者控除も、それから専従者控除も、それぞれ上げましたが、一万円ずつしか上がっていません。なお一万円ないし二万円の差がありますね。一万円ずつといつても、専従者は二万円上がりましたから、一万円ないし二万円しか上がっていませんから、なお差は一万円ないし二万円あると、こういうのでありますから、全部取つ払つてしまふといふことは、これは私は許されないと、思ふんです。いまなおあるところの差、一万円ないし二万円に、これについての税額控除をやはり残しておくべきですよ、これは、と思ひますが、前段で申し上げたようなあなたの述べられた理由に対する私の考え方と同時に、最後の点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(細郷道一君) いきさつは鈴木先生の

おっしゃるとおりでございます。当時所得税から県民税に委譲になりましたその控除差、十五歳以上の扶養親族について言えば二万円、この控除差を埋める一つの方法として税額控除の方法をとつたわけでございます。したがって、そのいきさつから申しますれば、県民税の控除が所得税の控

除額と同じになるときに全部やめるべきである。

たとえば十五歳以上の扶養親族に対する扶養控除がその委譲時の所得税の額と同じになつたとき、つまり二万円の差が埋まつたときに全部やめる、一万円ならば半分だけやめるんだというのが、一応経緯から来た筋道であらうかと思ひます。で、ただ先ほど申し上げましたように、三十七年当時県民税だけが基礎控除、扶養控除等の方式について全国一律的にやめる、いわゆる本文方式をとつております。市町村民税はたゞし書方式もございましたので、地方税法上はそれを制度的に確立してはなかつたわけでございます。それが、現在三十九、四十年の両年度にわたつて市町村民税も全く同じ方式に全部統一された。その結果、三十七年当時は県民税だけに於いて一律的な本文方式であつたのが、現在は県民税と市町村民税と両方同じ方式にいまなつたという情勢の変化が一つあるわけでございます。そこへ持つてきて税額控除をするといふことは、当時の該當しておりました納税者の委譲分を調整するための措置であつたわけでありまして、その後、先ほど申し上げましたように、納税者の状況が変わつてまいりますので、この二百四十円なり四百八十円の税額控除といふものは、だんだんと単なる負担軽減の措置に實質的には変わつてきておるわけでございます。そこで、今回県民税、市町村民税を合せて、御承知のようになかなか大幅な控除の引き上げを各項目についていたしたわけでございます。こういう際に、住民の負担を全体と差し引きして見て、なおかつ、十分軽減の措置がとれるという見通しを持ちましたので、今回この機会に税額控除の制度を廃止してまいりたい、こういうふうな考えまして今回御提案しているような次第でございます。

○鈴木善君 税務局長あれですか、これを取り

うとときにあなたの方何の抵抗も感じませんでしたか。ただ、ほかのほうが減税になるからこれもまたあこの機会にというふうなぐらひですか、その点だけ。

○政府委員(細郷道一君) 実は午前も参考人の中

で議論が出ておりました。今回は目の目を見せしめたが、住民税へ所得税からの委譲の問題を税制調査会で議論いたしましたときに、現在委譲するところ、やはり両方の控除には差がございます。所得税と住民税では控除に差がございます。その差の部分の埋め方は、かりに委譲を實現した場合に、差の部分の埋め方はどういふふうにしたらいいのかという実は議論をいたしました。その際に、三十七年にはこういう税額控除という方法をとつておるといふことも議論ののぼつたわけでありまして、そもそも委譲する際の税額控除自身も実は要らないのじゃないかというふうな議論調査会の方の御意見でございます。また、そのこと自体は、したがって、目の目を見せしめたが、税制調査会の答申にありまして、委譲にあつたのは、今回は実は三十七年にあつたような税額控除の措置は内容として入つておりません。それで、そのこと自体は、こういうことで、結局今回採用いたしております。その際に三十七年の問題並びに今回の各種控除引き上げの減税の議論がありまして、実は従来の税額控除をこれに吸収して全体として負担軽減になる方法を考えたいといふようなことを私も申し上げ、税制調査会としても、それが妥当じゃないかといふような御意見で当時あつたわけでございます。そういうふうないろいろな審議の過程も経ておりますので、今回私もいたしまして、いきさつ上は、おっしゃるとおりの県民税についてだけの措置でございますけれども、こういう、当時はおそれる予想しなかつた大幅の減税の機会でございますので、この際にいろいろな角度から見まして廃止することが妥当ではなからうかというふうな考へて御提案しておる次第でございます。

○鈴木善君 どうも、税調で、いまお話しになつ

たように、そんなに要らぬじゃないかと、三十七年度当時でも要らぬじゃないだろうか、まだなんなのを残しておくのかといふような意見があつたといふようなこと、これになると、これは

税調の何といひますか、無定見といひますか、一

体何をいま考へて税のいろいろな制度なり仕組みなりを考へておられるのか。これは私、税調の方々にうんと実は文句を言ひたいのだな。というのは、三十七年の税調に、いまの問題を取り上げて、彼らの出した結論が、いま言つたような税額を調整しなければならぬといふことなんだ。しかも、暫定的にそれを行なわれて——暫定的といふ内容は、その差が縮まるまでの期間だ、こういうことなんだ。これは理屈からいつてもそのとおり。私も実はこの問題について昭和三十一年から適用する、その前の国会でやるときには、この委員会とことなまでそういうことについては審議しておりません、實際は。しかし、当時税調の答申なり、考へ方なり、あるいはそれを受けたかどうか税務当局のあなたの方のほうの説明なり、あるいは書いたものなり、こういうものを見て、私は私なりに理解しておつたわけなんです。その理解のしかたといふのは、先ほどから申したようなことであるのです。文章にもはっきりあるのだから、これはあなたの方専門ですから、一番よくごらんになつておられる。それが今度、いまになると、税調ではそんなことはおかしいじゃないかと、初めから私もそんなこといふふうなことになりますといふと、これは税調一体何をして何を考へているのか。これは人がかわつたといふこともあるかもしれないが、とんでもない税調だと思ふんですが、これは税調のことだからこれでやめましよう。そこで税調にここで小言を言つてみたつてしようがあるけれども、課税標準において所得税と同じようになるまでの控除の面等においてといふことは当時も考へたんです。これは税調でも考へたでしようし、考へたことが確かに記録にあります、あなたの方自身としても——あなたはそこを知らなかつたけれども、考へたでしよう。しかし、その前の年——三十七年に住民税の方式について国税の所得税とそれの影響を受けないようにという遮断措置がとられましたね。三十六年ごろからほんとうは所得税が

ら委譲されてきたものに対する取り扱いです。すから、下のものが増税にならないようにという取り扱いをするんです。ほんとうはおっしゃる通りに、所得税と等しくしなければならぬ。しかし、いま言ったように、その前の年、いやこれから低くしたいんだぞという形で遮断されている形から、いま直ちに同じような取り扱いをするのはいかぬというので、市町村民税のいわゆる第一次方式、これに合うように考えていこうじゃないか、こういうふうになってきまうね。しかし、合うように考えるといつても、いま言った、実際は控除額が違ふのだから、その違ふ控除額を一体どう取り扱うか、こういうことで起こった問題ですね。全体としては率を考える。しかし、率をいろいろやってもなかなかこれはいへんだ。こういうことで、言ってみれば、やむを得ずというふうなことが使えるかも知れませんが、とにかく税率ではいろいろな困難な点があるからというので、いままでとられたような措置になつたわけですね。だから、それは何べんも言いますけれども、一年限りとか、二、三年でいいということじゃない。その差がある限りこれは動いていく。だから、今度の改正によつてその差がなくなればこれははすして当然いい、おっしゃる通りに。差が半分しか縮まっていまへんから、まだ残っている差に対してわずかな金高ではありますけれども、税額控除を残しておいてやるのが当然なんです。当然だということ、単に課税方式をどうするかという改正でこうなつたんじゃないよ。所得税を都道府県税に移した。その場合、二百億、パーセンテージ二、金額においては大体二百億を見当にやつたんです。そのときに、私はいまになるとへたなことをしたと思うんだが、道府県税における税率を変えちゃつたんです。いままでの累進課税の十三段になつておつたものを比例税率にして、百五十万円以上あるものに対しては若干の累進的なそれを見たね。それをやつて二段にしてしまへ。そういう急激にきつとやつちまつたものだから、さつき言つたよう

に、税率ではどうにも動きがとれぬようになってしまつた。当然減らしてやらなければならぬと思つても、いま言つたように、税率ではできないからこういう措置をとつた。そういうことなんです。これは簡単に考へて、ほかの税金も減税にもなつてゐる、当時とは情勢が違ふので、計算方式も一本になつたからというふうなことで扱える問題じゃないんです、これは。いかがです。

○政府委員(細郷道一君) いきさつは先ほどから申し上げておりますように、鈴木先生のおっしゃるとおり、当時県民税についての委譲がございまして、所得税と所得税の控除差についての救済措置を講ずる、まあこういうことがあつたわけでございます。で、当時一番問題になりましたのは、所得税の失格者で住民税を納める人についての一つの救済方法というふうなことが考へられておつたわけでございます。両税を納めてゐる人たちはすべて当時も皆減税になつたわけでございます。委譲しても減税になつた。したがつて、失格者についての問題があるわけでございますが、当時の所得税の失格者と申しますのは、三十七年で申しますれば、給与所得者にして標準世帯であります四十万八千九百円という人が失格者、それ以下の者が失格者であつたわけでありまして、ところが、その状態の人についてその人が同じ状態を続けておりますが、おっしゃるような事例が当つたと思ひますが、今回県民税、市民税合わせましていゝゆる住民税についての課税の最低限は控除の引き上げによりまして四十二万三千円になつたわけでございます。したがつて、当時と全く同じ横ばいの状態の人につきましても、実は問題は失格者が変わつてまいりましたので解消したわけでございます。ところが、まあそれはそういうふうな実態論があるわけでございます。結局、先ほどいろいろ税調の無定見というふうなことでございまして、私が少し誤つてお伝えしているといたしませんので申し上げておきますが、税調として、実は当分の間と言つても、その後非常に控除その他も所得税など変わつてきており

ますし、先ほど申し上げましたように、納税者の家族構成や状態も非常に変つてきてゐるんで、これをいつまでもこのまま続けておくことについては、税制上からいへば疑問があるのじゃないかというふうな意見が非常に活発に出たわけでございます。そういうふうなことで、今回の大幅減税の際に、先ほど来申し上げましたような点での考慮から、この際全体として住民負担の軽減という点に立脚してこの改正をはかつてはいかがか、こういうふうな考へたものでございまして、○鈴木君 確かに所得税のいゝゆる失格者ですね、これの救済措置なことはお話しのとおりで、私ね、そのように了解してはいます。ただ、私は、したがつて、その失格者の救済措置といひますか、委譲されたために、もともとならば負担しなくていいやつが負担されるというふうなことがございまして、それが救済するためにとられておりました税額控除のこれらの項目が、これでこれを全部適用される形になりますから、それではたしていゝゆる失格者だけの救済になるかというところ、そうではないものところまで出てくる場合があるのです。実際は、だから、そういう意味では完べきだとは言えないと思ひます。完べきだとは言えないと思う。当初考へたよりもつとはかの部面の人までこれの恩恵をかぶるという面が出てきますから、だから、そういう意味では完全に失格者の増税になることを防ぐための万全の措置だとは私は思つていません。しかし、お話しのように、失格者に対する一つの救済措置として考へられたこれは制度ですよ。そのときの人が、今度たとえば大きくなつたとか、家族構成が変わつたとか、なるとか言つたら、次の年はやらなくていいというところじゃなくて、やはり控除額の差による税率の面から、次の代の人でも今度新たにかぶつていくのです。もし所得税の委譲が行なわれなくて、県民税が従来のとおり〇・八%とか一・二%とかいうあの段階に終つておつたら何も負担をしなくてもいいものが、委譲されたために二%という率になつたために出てきた問題ですよ、それ

は、三十七年当時の人たちだけでなくて、ずっと続くわけですよ、制度が変わらない限り。ですから、いまになつてそういうものを残しておくのはおかしいというふうな意見というのは、さつきも言つたように、まことに変な考へ方で、自分たちで、めんどろくさいから読みませぬけれども、ちゃんとこう書いて、答申の資料としてつけてきてやつておる。それに対してどうのこうのと言ふのはまことに不見識もきままりと言わなければならぬと思ひます。これもさつきのように追徴のことばかり言つてもしょうがないからやめまうが、ですから、それをすぐあなた方が受けて、なるほどそうだと考へられることに對して私は非常にふしぎだと思ふ。だから、私さつき何か抵抗感はないかと聞いたのはそこです。あたりまえだと思つてこういうものをやつたとすれば、私はまことにけしからぬと思ふ。それから、あなた方のほうでも、税調のいまの人みんなかわつておりますが、われわれに對しての説明なり、これはさつきも言つたように、ここでことごとくやつたわけじゃありませんが、いろいろ聞いたりあるいはあなたの方の書いたもの、発表になつてゐるもの、そういうものからしても、何かいまになつたところをつかたような、まあかしをされたような感じを持たざるを得ないのです。名前はやめましよう。やめまうが、税額控除をして調整をしたこの措置について、われわれにも説明したことは、このとおりです。このような課税標準の相違は、将来において住民税の所得控除が引き上げられて、昭和三十六年の所得税のそれと同額またはそれ以上になつた場合には不要になるということをや——まだ何べんも言ひますが、違つていますよ、三十六年当時の所得税のそれとは。そのころはうまいこと言つて納得させておいて、いまになつて今度それは間違ひであつたとか、事情が違つてきたのだからだれもおかしい。問題があまり小さいものだからだれも言わないのですが、どうもぼくは解せない、今回の廃止の措置が、制度として私は残しておくべきだと思ふ。そうしてその控

は、三十七年当時の人たちだけでなくて、ずっと続くわけですよ、制度が変わらない限り。ですから、いまになつてそういうものを残しておくのはおかしいというふうな意見というのは、さつきも言つたように、まことに変な考へ方で、自分たちで、めんどろくさいから読みませぬけれども、ちゃんとこう書いて、答申の資料としてつけてきてやつておる。それに対してどうのこうのと言ふのはまことに不見識もきままりと言わなければならぬと思ひます。これもさつきのように追徴のことばかり言つてもしょうがないからやめまうが、ですから、それをすぐあなた方が受けて、なるほどそうだと考へられることに對して私は非常にふしぎだと思ふ。だから、私さつき何か抵抗感はないかと聞いたのはそこです。あたりまえだと思つてこういうものをやつたとすれば、私はまことにけしからぬと思ふ。それから、あなた方のほうでも、税調のいまの人みんなかわつておりますが、われわれに對しての説明なり、これはさつきも言つたように、ここでことごとくやつたわけじゃありませんが、いろいろ聞いたりあるいはあなたの方の書いたもの、発表になつてゐるもの、そういうものからしても、何かいまになつたところをつかたような、まあかしをされたような感じを持たざるを得ないのです。名前はやめましよう。やめまうが、税額控除をして調整をしたこの措置について、われわれにも説明したことは、このとおりです。このような課税標準の相違は、将来において住民税の所得控除が引き上げられて、昭和三十六年の所得税のそれと同額またはそれ以上になつた場合には不要になるということをや——まだ何べんも言ひますが、違つていますよ、三十六年当時の所得税のそれとは。そのころはうまいこと言つて納得させておいて、いまになつて今度それは間違ひであつたとか、事情が違つてきたのだからだれもおかしい。問題があまり小さいものだからだれも言わないのですが、どうもぼくは解せない、今回の廃止の措置が、制度として私は残しておくべきだと思ふ。そうしてその控

は、三十七年当時の人たちだけでなくて、ずっと続くわけですよ、制度が変わらない限り。ですから、いまになつてそういうものを残しておくのはおかしいというふうな意見というのは、さつきも言つたように、まことに変な考へ方で、自分たちで、めんどろくさいから読みませぬけれども、ちゃんとこう書いて、答申の資料としてつけてきてやつておる。それに対してどうのこうのと言ふのはまことに不見識もきままりと言わなければならぬと思ひます。これもさつきのように追徴のことばかり言つてもしょうがないからやめまうが、ですから、それをすぐあなた方が受けて、なるほどそうだと考へられることに對して私は非常にふしぎだと思ふ。だから、私さつき何か抵抗感はないかと聞いたのはそこです。あたりまえだと思つてこういうものをやつたとすれば、私はまことにけしからぬと思ふ。それから、あなた方のほうでも、税調のいまの人みんなかわつておりますが、われわれに對しての説明なり、これはさつきも言つたように、ここでことごとくやつたわけじゃありませんが、いろいろ聞いたりあるいはあなたの方の書いたもの、発表になつてゐるもの、そういうものからしても、何かいまになつたところをつかたような、まあかしをされたような感じを持たざるを得ないのです。名前はやめましよう。やめまうが、税額控除をして調整をしたこの措置について、われわれにも説明したことは、このとおりです。このような課税標準の相違は、将来において住民税の所得控除が引き上げられて、昭和三十六年の所得税のそれと同額またはそれ以上になつた場合には不要になるということをや——まだ何べんも言ひますが、違つていますよ、三十六年当時の所得税のそれとは。そのころはうまいこと言つて納得させておいて、いまになつて今度それは間違ひであつたとか、事情が違つてきたのだからだれもおかしい。問題があまり小さいものだからだれも言わないのですが、どうもぼくは解せない、今回の廃止の措置が、制度として私は残しておくべきだと思ふ。そうしてその控

除額の差一万円、青色専従者控除の二万円、これについて一・二をかけた百二十円なり二百四十円なりというものをやはり税額控除して、当然差し引くべきだと思う。でなければ、金高はわずかにけれども、税額控除をして低額所得者の所得税の委譲によりよけい取られるのを防ぐとする、それがまだ生きていますからね。それをなくしちゃそれが死んでしましますよ。この問題について賛成とか反対とかは別として、私はあなたの方の考え方としてしっかりしておいてもらわなければいけないと思うのですよ。いささかなことであってもごまかしはいけないと思うのだ、私は。ほかのほうの税金は安くなったから、これなんかなくていいじゃないかと、そんなばかな話はない、大臣。こういう問題があったこと御存じですか。いまの私が申し上げておるようなこと御存じでしたか。

○国務大臣(永山忠則君) この問題は、お説の点は非常に理論的にも傾聴に値しているのをごさいます、しかし今回は……。

○鈴木壽君 いや、この問題について承知しておられたかどうかということです。

○国務大臣(永山忠則君) 承知いたしております。なおかつ、こういうことを承知していながら、たのはどういふことですか。

○国務大臣(永山忠則君) これは元来税源の委譲に伴いまして、負担の増大を避けるということが目的でございましたが、今回両税を通じて各種の控除を引き上げましたので、非常に負担は軽減をされることになったのであります。すなわち、総額におきまして、三百六十六億のうちで、この税源の委譲の分が五十四億大であると思われ、それを差し引いて三百十二億の負担減になるのをごさいます。こういうような負担の問題が中心でございましたが、負担減になるということと、当時の状態は、いまの御説のように、課税方式が違っておりまして、今度は課税の方式が統一されてきてまして、そうして住民税でござい

ますので、住民税といたしましては、結局負担減になるというように考え方でこういうような措置をされるのが妥当だろうということでご賛成をいたしたような次第でございます。

○鈴木壽君 どうもあなたの方、税というものをあつては住民の負担というものを少し軽く考えているのじゃないかという心配がしますね、私は。最も大事な税の、この金高はともかくとして、それを安易に取り扱い過ぎると思うのだ。こういう税額控除の措置を徹底するというようなことをされたことについて、いま考えてみて、こういう実は税額控除でなしに、あの際考えられた、多少めんどろであつたかもしれないけれども、税率でやっておけばよかったなというふうにも、いまになって実は考える、ほんとうを言え。所得税、道府県民税合せて二・八、所得税と、当時の低いところ、十万円以下の〇・八、という道府県民税のあの率、それを合せて二・八になりまして、全体を通じて〇・八の減税になっておるわけですね。道府県民税は増税のようになつておるわけですね。通じて見た場合には、全体として税率で言え、〇・八の減税といふことである。しかし、その減税といふ〇・八分が県民税において、所得税をかけたなくて、増税とか減税と関係がない欠格者があふるといふことに問題があるのだから、かぶらせないで〇・八の逆にかけてこれを軽減してやるべきであつたと思うのだ。いまになってみると、これはいろいろ困難な問題があつたかもしれない。こういうことをやつたために、何か目につくかっこうになつて、あなたの方がさつき言つたように、めんどうくさい、こんなものなんて目ざわりだといふような考えで取つたものなのではないかと思ふのだ。私はもつとこういうもの、の扱いというものは慎重であるべきだと思ふのです。確かに、おっしゃる通りに、全体としては、今回の減税全体としては相当の減税で、それから、その中にしきしきというものも埋没させてしまつて、こういう制度をつくらう趣旨なり目的なり性格というものを全然否定してしまつていふこ

とは、私は許されなかつたと思うのだ。目ざわりかも知れませんが、全体からすれば、あんなことができたようなものと思ふけれども、しかし、それはね、つくられるべくしてつくられたものなんだ、それなしには、繰り返して申し上げますが、当時の欠格者等に対する救済がでなかつたんだというところから、それは当時ばかりでなくて、この税制がいまの道府県民税の二・八、四・八という率でいっている限り、どこまでも続くやつです。しかも、いま言つたように、差がある限りです。これはひとつ特例を設けて復活しませんが、差額の二万円、二万円について一・二かけたね、百二十四、二百四十、みみちい金かもしれせん。たばこの一つか二つの値段かもしれないけれども、これは制度として、私はやっぱり当時の趣旨からいって、なくすることはおかしいと思う。いかがですか。

○政府委員(細郷道一君) この問題は、おっしゃるようないきさつがございます。そこで私も実はこの問題を、まあ結果においてはこういう御提案で、廃止にいたしましたわけですが、考えるにあつて、二つの面であつたわけですが、制度としてどういふものであろうかという問題、それから、いま一つは住民の負担論としてどうであらうか、まあこの二つの面から、この問題についていろいろ検討いたしましたわけでありまして、制度論としては、確かに、おっしゃる通りに、所得税から県民税への委譲でございまして、委譲の際の一つの方法として残されたものでございまして、制度論としては、おっしゃるとおり、たとえば控除が二万円が全部埋まるまでは、このまま残すべきだといふ議論が十分成り立つわけがございまして、ただ、その場合に制度論として考えるにあつても、そもそもこの制度と負担の軽減とが一致しておつたわけがございまして、だんだんとその後情勢が変わつてまいりますが、制度としての意義よりも、むしろ負担の軽減という意味のほうがなエリートがかかつておるといふのが現状じゃな

からうか、こういったようなこともございまして、今回は負担の軽減という面で見てもいいですと、当時の問題になつていない基礎控除であり、かつ、十五歳未満の扶養控除であり、また、しかも、それが県民税、市町村税の方を通じて行なわれるというように減税の際でございまして、私どもは、今回こういう措置に出たわけがございまして、したがって、私どもは、今回の控除の引き上げによって当然にこれをやめるべきであるといふふうな考えでこの結論を持つたものではございせん、いま申し上げましたように、制度的な問題と負担軽減の両面からいろいろ検討いたしました結果、最後の結論としてこういふ御提案を申し上げておるような次第でございまして、○鈴木壽君 だから、さつき私がお聞きしたように、あなたの方少しこういうものを考えるのに安易だといふのは、私もさつきあなたの方、負担論として、その他においても相当な軽減をされていふのだから、こんなものは——こんなものとは言うところ、悪いけれども、取つてもいいというふうな考えるところに、私はおかしい問題があるのではないかと、私を言つておるのです。制度として存置すべきもので当然であるなら、しかも、これは負担論からいって、住民の負担の軽減のためだ。だから、制度としてやるなら、やっぱりそれがたてまえだ、筋だと言ふなら、制度として多少の目ざわりのことがあつたにしても、それをすく取り去るというふうなことにしては、やっぱり慎重でなければいけないのではないかと、私を言いたいのだ、私はね。いつでも私、便乗のにおいが濃厚だと思ふのだよ。こういう機会にこういうものをやつちまへと、しかも、それがわづかではあるけれども増税、道府県民税だけにすれば百二十円、二百四十円だけれども、これは増税ですよ。そんなものたばこ一つ二つじゃないかと言われればそれまでだけれども、そんなものではないと思ふ、税というものは、だから、こういうところに私は問題があると思ふのだね。これは基礎控除も上がったし、その他の控除

も上がったから、それは確かにそのとおりだけれども、だからといって、事の本質が、税の委譲に伴っての一つの当然とられなければならない救済措置であったのだから、救済しなければならぬという事由がなくならぬ限り、その制度をやめるといふのはおかしい。これは何と考えているのか。大臣もう一べん考えてみる余地はございませんか。

○国務大臣(永山忠則君) 住民税といまして、基礎控除が二万円引き上げられたのでございますので、住民税としては、負担軽減になっておるのでございますので、しかも、当時は課税方式が違つておつたのを、今度は同一課税方式になつて、住民税としての税を取つております關係上、この税負担が大幅に行なわれるときにこの処置を考えたということでございますので、この原案をぜひひとつ御審議を願ひたいと考えておる次第であります。

○鈴木壽君 まあね、ここまで来た、いまさら考へ直して、法律を原案を直すというようなこともこれはできないでしょうからやめますがね。直接の担当者である税務局長ね、これ何か、まあこの法律はこの法律としても、どこかになおしばらくこの制度を残しておくというような手直しできませんか、これは。

○政府委員(細郷道一君) まあ先ほど申し上げましたような制度の議論もございませうけれども、また負担の面、あるいはその後の住民税の立て方が変わつてまいりました点、あるいは税務行政の合理化といったようないろいろな面から見まして、私ども当然の措置とは考えておりませうけれども、大幅な負担軽減のできる際であるので、この際こういうことによつて合理化をしてまいりたい、まあこういう結論を一応得たわけでございませうので、その間の事情をひとつ御了察いただいて御審議いただきたいと思ひます。

○鈴木壽君 その県民税自体、市町村税については、方式が今度統一されたとか何とかというのと、その後起つておりますけれども、県民税に

ついては何もそんなことありませんよ。ただ、今回、基礎控除が若干上がったというその基礎控除等の上がつたということも、何も減税なんていばるような——あなた方いばつてゐるわけではないけれども、そんな筋合いのものじゃなくて、物価なりそういうようなものから考えてみても、もつともつとこれは実は控除額なんか引き上げなければいけないのです、ほんとうをいへば。物価調整にもならぬ程度のことをやつて、こういう際だからなくしてしまふなんていう、どう考えても私は解せないものがあるんですがね。

じゃ、ちょっと観点を變えて、この税額控除の廃止に伴つて出てくるその税額はどのくらいです。

○政府委員(細郷道一君) 全体で五十四億でございます。

○鈴木壽君 個人にとつては、さつきも言つたように、ビース何本分とか何とかというやうなことが言えるかもしれぬけれども、これは全体をとつてみますと相当大きいんですね、五十四億というところ。今回の四十一年度の住民税の減税はどのくらいになります。そうしますと、これは除いて考へた場合に、減税は、県民税において幾ら。これはここにあなた方の資料もあると思ひますが。

○政府委員(細郷道一君) 今回の控除の引き上げは、基礎控除の引き上げ、扶養控除、専従者控除の引き上げ、それぞれございませうが、それらの額の合計は、全体調整税額控除を加味しまして初年度で二百九十七億でございます。そのうち税額調整控除の分が五十四億でございます。もしお尋ねが税額調整控除前ならば幾らかということであれば、二百九十七億に五十四億を加えました三百五十一億、こういうことでございます。

し集めてみると五十四億円にもなるというのは、これはやっぱり私はばかにならないものだと思いますね。三百億の減税をするか、三百五十億にするか、二百五十億程度にしようか、いろいろ五十億の差がうんと問題になるときですよ、いま。逆に今度五十四億というものが取られてしまふと、これは私は不当に取られてしまふというふうに言わなければいけないと思ひますね。いろいろな税改正あるいは減税、これは十分に考えてやつておられると思ひますがね。しかし、私いま指摘したこの問題は、あなた方少し考へ方がルーズであつたと思ひますね。こうして数字を見ますと決して小さくない金高というものが今回この税額控除の廃止によつて住民が負担をしなければならぬというところなんです。個々に言つて、さつきも言つたように、二百四十円あるいは四百八十円ではありますけれどもね。しかも、今回の廃止措置というものは、この制度をつくつた趣旨に反する措置だと、こういうふうに思ふのですが、やはりどこまでもこれをこのままですべていきたいということのようですが、大臣、やはりだめですか。これは修正したいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(永山忠則君) やはり二万円の控除をいたしますので、住民税としては控除されますので、その各個人においてもそれだけの負担増にはならないのであります。増税されては意味がございませうので、結局二万円の控除が住民税として行なわれますので、さらにまた全般的にはその他の控除等によりまして減税が相当強く出てまいりますので、ぜひひとつこの点で御審議をいたしたいと存じておるのであります。

○鈴木壽君 二万円の控除ができて、控除が新しくふて減税になるといつたつて、それはそれなんです。それは当然やらなければいけないこと、だから、そういうことをやるから、無理なものでないまでも制度をやめて取つてやろうという考へ方が私はおかしいと言ふんだよ。あなた方から改正法案の要綱みたいなものをもらつてびっくりしたので、実は、今回のいわゆる減税、基

礎控除の引き上げとか、扶養控除の引き上げとか、配偶者控除、これは新設でもないだろうが、いずれ名前がどういふふうになつたとかということのそれとは關係のないもんなんです。それができたからすぐこれを全然なくしてもいいというもんじゃない。その引き上げの措置が三十二年当時のそれと合うようであればこれはもちろん要らないけれども、まだ残つてゐるんだ。そういう不十分のことをやつておきながら、正當に存置しなければならぬやつを取つてしまふということに對して、私は簡単に承服できないということなんです。これは理屈から言つて、それを何だかんだ、あつちも減税、こつちも減税だから、まあまあこれはいいじゃないかということ、全体の負担が大きくなつたこととか、それでも減税になるのだからということ、取り扱うべき問題じゃないと思ふ。そんなふうな扱ひができるのだったら、税法というのはいへんなことになつてしまふ、今度。どういふやうな制度をつくつても、どういふことをやつても、今度こつちをちょっといじつたからこれによつてこれなんかなくしてしまへというやうな、こんなことをやつたんではおかしいと思ふ。少し相談してください、私はちよつと承服できませんから。大臣、ひとつあなた方の最終的な態度を相談していただけませんか。

○国務大臣(永山忠則君) 先刻も申しましたように、やはり十五歳以上の子供を持つておる關係の人や青色申告におきまして、やはり基礎控除額が二万円あるいは四万円になりましたので、住民税としてはこの税額控除の差の關係というものはやはり税額控除によつてなくなるわけでございますので、さらにその他の控除等が総合されますと結局相当な減税になる關係等がございませうので、この場合ひとつこれ御審議を進めていただきたいというやうに、衆議院でもこの点は強く問題にされたのでございませうが、いろいろ検討いたしまして、この原案によつてぜひお進めを願ひたいと、こう考へておる次第でございます。

○加瀬完君 ちよつと関連。鈴木委員の御指摘の

点は、税の性格の上から、前回設けられた、いま指摘をなさっておりますような点は、これは存置すべきではないか、こういう御趣意ですね。承っております。いままでもそういう例が多いのですが、徴税技術の上からどうも最大公約数で固めていくという傾向が自治省のほうには強いように思われるのです。府県民税の三十六年度の改正のときも、やはり非常に不合理の点がたくさんありまして、われわれは指摘したわけでございますが、徴税技術の面からといったような御答弁も何度かございました。これは、やはり、私は、鈴木委員の御指摘のように、もう少し徴税技術といったようなことよりも、税の性格ということやその御指摘の点がどうして設けられたかという経緯から考えても慎重に扱っていただかなければならない問題だと思つたのです。いまここですぐ御相談して御返事というわけにもいかないので、明日あらためて御審議の上御回答をいただきます。私も、私もそれについてまた質疑を重ねるというようにしていただければいいか、というふうか。

○国務大臣(永山忠則君) これはまあ課税方式が三十六年度の当時は市町村民税と違つておりましたのを今回あらためて課税方式が一体化いたしましたので、お説の点は十分ひとつ検討は続けるつもりでございますが、今回はぜひひとつこの関係で御質疑をお進め願いたいと存じておる次第でございます。

○鈴木壽君 いま加瀬理事からお話があらたうに、これはここで審議を全部私はやめようというのではありません。ほかの方の質問もあるでしょうから、それはあとに続けていっていただいでけっこうです。ただ、いまの問題については明日、じゃあらためてもう一度考え方をただしたいと思ひますから、そのように委員長も心得ていただきたいと思ひます。それからまああと言わなくてもいいようにですが、実は、私自分の理解しておつたことが誤つておつたのかと、こういうことで、

さつきも例示しましたが、この税調の、三十六年十二月に出た「答申及びその審議の内容と経過の説明」をひっくり返してみたいです。そうしたら、税調では、いま問題にしておる税額控除を、「暫定的に、課税所得の相違する金額について現行の最低税率の〇・八％がそのまま適用になるよう、これに改正税率二％と現行〇・八％の差額の一・二％を乗じた金額を税額控除することが適当である」と認められた。こういうことをはっきり言っているのです。だから、これは私は何べんも言いますが、制度としてあの移譲という事態があつた。道府県民税に所得税の移譲という事態があつた。税率を県民税のほうで変えた。これはもう所得税のほうでも多少変えております。いづれにしても、そういうことから負担の調整をはかつていく上からとられた措置として正しいものだということを認めてやつておるのです。制度として、これはそのとき限りだから三十七年に……家族構成が違ふから適用することはおかしいというところだけじゃなしに、これは制度が、税の移譲がそういうふうに行なわれたあととするとそのころのきめられた税率なり何かがある限り続けるのです。そうして、それは具体的には控除額の差がある限りそれが続く、こういうふうに見なければならぬのであつて、これは間違いじゃないと思ひます。これはおまえの言うことは少しおかしい、理屈に合わないというのなら、それは指摘していただいでけっこうですが、これは私は正しいと思ひます。そういう見地に立つていまいろいろお尋ねをしておるのですが、いづれにしても、私、この問題についてのお尋ねは、きょうはこれでやめて、あしたあらためてひとつ論議したいと思ひます。

○原田立君 二、三お伺いしたいと思ひます。が、固定資産税についてですけれども、今回の内閣案とそれから衆議院で改正になってきた案とでは、五十億からの開きがある。減収になる、そういうふう聞いておりますけれども、地方団体においては一ぱいの収入を見込んでおる、そういう

ことだろうと思ひますが、一体この財源措置はどういうふうになるか、そのお考えをお聞きしたい。

○国務大臣(永山忠則君) この点は、衆議院で附帯決議で財源措置をやれという強いのがついておりますので、政府としては、院議を尊重をいたして、財源の処置を十分いたすように努力をいたしたいと思ひます。大蔵大臣もこの点に關しては十分ひとつ院議を尊重してやるといふことを申しておるようでございますので、皆さんの御意見を十分尊重してやるつもりでございます。

○原田立君 院議を尊重してしかるべく措置をするということですから、これで一応納得いたしましけれども、年末になれば、年の中ごろになれば、また人事院の給与勧告等なんかがあつて、地方が財源に困る。それは自治大臣が一番よく御承知のわけでありまして、具体的にどういうふうになさうとするのか、具体的に。

○国務大臣(永山忠則君) 人事院の勧告ですか。

○原田立君 いやいや、違ふ、その問題。

○国務大臣(永山忠則君) この問題に対しては、大蔵大臣が具体的案については十分ひとつ考えるから、いろんな財政上その他の関係等考慮して、とにかく院議を尊重して御期待に沿うようにやる考えだということ、具体的案についてはまたいろいろ今後の財政その他の事由で収入支出いろいろございまして、それらの状態を見た上で具体案としては検討するが、いまこれを申し上げることにいかぬが、とにかく責任を持って財政の措置を院議を尊重してやるといふことで説明を委員会であつたおる次第でございます。具体的処置はただいまのところ直ちに確定はいたしかねますけれども、その財政的措置を十分院議の趣旨に従つてやるといふことを言明いたしておる次第でございます。

○原田立君 固定資産税の税率を将来引き下げる考えはございませんか。

○政府委員(細郷道一君) 固定資産税の負担調整等、政府の税制調査会で審議していただく過程におきましては、税率の問題も出たわけでござい

ます。したがって、昨年暮れに出ました答申におきまして、税率について引き続いて検討するといふ意味の答申がうたれておるのでござい

ます。税率と一緒に負担調整措置をどうして考えないかという御議論もあろうかと思ひます。ござい

できておりますか。こまかいことですから、あとでもけっこうです。あとでいいですけども、資料ですね。

○政府委員(細郷道一君) 人口段階別には、いま用意をいたしております。大都市、都市、町村といったようなグループによります税の変動は調べておりますが、個別に人口段階で調べておりませんが、どこか特別にこういう町というようなところとありますれば、後刻調べてお届けしたいと思ひます。

○原田立君 実はそれが問題なんです。政府の固定資産税のPRについては、税金は百円か三百円か、三百六十円ぐらいしか上がらないのだから、安いからこれを通すべきだというような、そんなような意見も前聞いたし、新聞雑誌等にも出ておりました。ところが、実際に政府で計算している全国の市町村の何か統計、平均らしいのだけれども、それはもちろんそういう平均値を出すのも大切だろうと思いますが、たとえば東京とか大阪とかこういう都市こそ宅地等が非常に値上がりして困っている。そうすると、山また山みたいな町村、それなんか全部ひくくると、そうして平均幾らだから幾らだというふうな言い方だと少し乱暴じゃないか。それで、いま御質問しているような内容をお聞きしているわけなんです。これは相当重課税なんです。これはこの前、課長さんに二、三資料をつくつてもらつて調べてもらつたけれども、たいへんな金額になる。それでいまお聞きするわけなんです。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、宅地の値上がり倍率といふんです、新評価におきまして上昇率の区分で宅地の分布を見てまいりますと、都市、大都市に非常に片寄つていゝわけでございます。町村宅地ももとより多少の値上がりで、これは倍率は非常に低いわけでございます。そこで、私もといひましたし、いろいろ個人の土地あるいは家屋を持つてゐる状況というのは非常に千差万別でございます、私も全般的にかなりの数の個別の担税力調査といふのは実はいたし

てはあります。おりますけれども、非常にその人の所得段階と、その人の持つてゐる土地の広さ、家屋の広さといふものにはいろいろ状況がございまして、なかなか、その中からだけ全体を類推することが困難であるわけでございます。そこで、私も、都市、大都市に片寄つてゐる実態、全体の傾向から見まして、都市、大都市を通じての平均の単価、これを用いて一つの標準的な負担変動のめどをつくつておるわけでございます。その場合に、つくつておりますものは、このお配りいたしました資料の中にも入つておりますが、固定資産税で私ども調べてまいりますと、専用住宅の宅地の広さは、全国的に見てまいりますと、五十五坪でございます。住宅統計調査等で調べても、大体それに近い数字が出ております。都市、大都市はそれよりも狭くなつておりますが、大体五十五坪ぐらい。それにのつております住宅は二十三坪、こういう平均的な姿をもとにいたしまして、都市、大都市を通じて平均の評価額、これをもつて税負担を計算してまいりますと、明年度について申しますれば、都市計画税まで合わせまして、本年に対する増が五百一十円というふうなことになるわけでございます。個々のものはもとよりいろいろ実態が違ふと思ひますけれども、やはりこれが一つの標準的なめどにならうと思つております。

なお、これによりまして総理府の家計調査等におきまして標準的なサラリーマンの所得を見てまいりますと、大体四十一年度で八十八万ぐらゐになります。そういう人について明年度は税制上どういふ変化が起るかといふと、所得税、住民税で約一万四千四百円の減税になるわけでございます。そうして、いま申し上げました固定資産税の場合で申しますれば、固定資産税と都市計画税を合わせた額で申しますれば年額五百一十億円、こういったような税負担の状況になりますので、この今回の固定資産税の負担の増加分は税制自体の面でも吸収されていくべきではないだらうか、こういうふうな考えができたわけでございます。

す。

○原田立君 先ほど言つたのを、できましたら、資料を提出してもらひたい。これは実際のこの前あたりのほうで調べてもらつたんですが、荒川の町市内で十三倍、こういうふうなところが非常に多いんではないか。結局、これが、政府の言つてゐるように、今回の固定資産税の改正はそんなに圧迫しないんだ、住民に圧迫しないんだといふ言ひながら、実際は非常に圧力がかかるんじゃないか、そういうふうな心配をするわけですか。

○政府委員(細郷道一君) これは、上昇倍率のことで、宅地につきまして全国で十倍以上に上がつております。地積、面積でございますが、面積は全宅地のうちで六・九％、七％に足らないわけでありまして、地積で全国の大・九％が十倍以上の上昇率の区分に該当するものになっております。したがしておるといふものは、面積的に見ましてケースとしてはその大きな部分を占めてはいないといふことが言えると思ひます。

なお、もう一つ申し上げておきたいことは、特に大都市におきましては上昇倍率の高いのは、どちらかといひますと、大都市の周辺部分に多いのでございます。いわゆる新開発地域と申しますか、そういうところが多いのでございまして、そういう所の倍率は非常に高くなつておりますが、いわゆる旧評価額、三十八年度までの単価は非常に低いのでございまして、低くて、その地域が非常に発展していくたびに倍率が高くなつておるといふようなことがございます。その点は、私も、も上昇倍率区分別に旧評価の単価をとつてみますと、六大都市を通じて倍率の高いものは旧評価額のはうが額が低いといふような実際の数字

が出ております。したがひまして、負担の面から見ますれば、倍率の大小だけで負担の増大の問題を議論することは必ずしも当たらないではないか、こういうふうな考へております。

○原田立君 十倍以上が七％であるといふと、何かかなり少ないような、あまり被害はないような印象を受けるわけですが、これは必ずしもそういう被害が少ないといふことでなしに、多いんじゃないかと思ふのです。ひとつ、そういうような点、よくよく御考慮願つて今後進めてもらひたい。

次に、電気ガス税が今度は非課税の措置が一つ設けられておりますけれども、こういういわゆる大衆課税といひましようか、非常に低所得者までも全部にわたる税金といふのは、むしろ悪税ではないか、そんな考へ方をするんですが、この電気ガス税は廃止なさる考へはございませぬか。

○政府委員(細郷道一君) 電気ガス税については、いろいろ議論が繰り返されておりましたが、悪税だといふ御議論もございしますが、いろいろそのお立場によつての議論だと思ふのであります。私も、少なくともこの税は、市町村の税としては非常に市町村税制の中で大きな地位を占めてゐる税制ではなからうか、こう考へてゐるのでございまして。と申しますことは、やはり電気ガスの消費といふこと自体につきましては、それを使用します生活の水準を一番端的にあらわしてゐるのではないだらうか。いろいろ統計等を見てまいりましたも、所得の高い人ほど電気ガスの使用料が多い。その関係はおおむね比例をいたしてあります。そういうふうなことから見まして、やはり所得に対する補完税としての電気ガス税は、それなりにいい地位を占めてゐるものである、こういうふうには考へてゐるのでございます。

それから一つは、電気ガス税も、御承知のように、数億、年々百億ぐらゐづつの自然増があるわけでございますので、そういったような状況から市町村の財政に占めております地位も非常に大きなウェイトを現在占めておりますので、そ

れこれ考えてみますと、私ももととしてこれをい
廃止するとうような考え方は持つておりませ
ん。

○原田立君 電気及びガスの使用料がその人の収
入が多いのだとかいうような御意見だったけれ
ども、それは科学が進んでくれば電気やガスを
うのはむしろあたりまえで、日用品です。その
日用品をつかまえて課税するというのはおかし
いと思う。

それで、もう一つお伺いしたいんですけれど
も、現行法のガスの免税点四百円、電気のはの
五百円の免税点ですけれども、この免税点を引
上げるようなことはお考えじゃないですか。

○政府委員(細郷道一君) 一昨年までは、両方の
免税点が三百円であつたわけですが、昨
年の改正で、電気は四百円、ガスは五百円に引
上げいたしましたわけですが、そのときのいろ
いろ引き上げにあつた検討いたしましたのは、
電気ガスそれぞれの料金の変動、それから消費
水準の向上、こういったようなことを要素にいた
して実は昨年引き上げたところでございます。し
がいて、本年もこれについての検討をいたし
ましたが、昨年とこの辺の事情にあまり大きな変
動がないと考へまして、今年はこれを見送りをい
たしました。しかしながら、先ほど申し上げまし
たように、料金の問題であるとか、あるいは消費
水準といったようなものの向上に際しまして、
将来やはり徐々にこれを考へていくべきもの、こ
ういうふうに考へております。

○原田立君 それでは、もう一つ、電気ガスの
税率ですね。現在百分の七となつていますけれ
ども、これを引き下げる考へはありませんか。

○政府委員(細郷道一君) これも、先ほど申し上
げましたようなことである御議論としての御議
論でございますし、引き下げるという御議論ござ
います。先ほど申し上げたような考へ方から、私
どもとしては、現在のところは、これをちょっと
いじる考へがございません。しかしながら、政府
の税制調査会におきまして、昨年七月に発足を

いたした新委員の任期があと二年半ほどあるわけ
でございます。その過程におきまして、やはり国
税、地方税の体系的ないろいろな御議論もある予
定でございます。その際は、この電気ガスの税につ
いても十分議論の対象になるものと考へておりま
すし、私も御審議をいただきたい、こう考へ
ております。

○原田立君 地方財政、地方の財源という問題
と、それから一般住民の負担という二つの問題
から考へてくるようなので、もちろん地方財政か
らいけば財源の確保という面では十分考へな
ければならぬと思ひますが、大衆課税、非常に
大ぜいの人が零細な収入しかないような人でもか
かるようになっていく。将来、全廃していくか、
むしろそれができなければ、免税点の引き上げと
か、税率の引き下げ、これはひとつ十分検討願
いたい、要望をいたしておきます。

それから個人の住民税の均等割りについてお伺
いするのですけれども、道府県で二十九億七千万
円、市町村において百七億、それぞれ四十一
年度において見込まれてはいるわけですが、両方合
せて百三十六億円で、これは来年度の地方税
の収入見込み一兆五千七百円から比べてみる
と、比率としては百対一で非常に弱い。昭和三十
年ごろの地方税収入は三千八百億くらいです。か
ら、その当時の市町村住民税の均等割り収入が九
十六億、府県の場合はちょっと数字はよくわかり
ませんが、現在もたいした変更はないと思ひので
すが、そうしてみると、均等割りというものは、
地方税収入が四倍になつても、いままで手直しを
したことはない。したがって、地方税収入に占め
る地位ははなはだ低いという現状ですが、一方、
納税人員のほうを見ると、三十年当時の均等割
りの納税人員約二千四百万人、これが三千万人に
ふえて、総理府の労働力調査報告によると、十五
歳以上の人口は七千三百四十万人、労働力人口は
四千八百三十万人、就業者の数は四千七百九十
万人、男女別に見ても、男は二千八百九十万人、
女は千九百万人、女性の三三％くらいが既婚です

ら、約六百万人くらいが同居者、配偶者と見て均
等割りを納めないものと考へて、差し引き四千
万人の就業者に対して約三千万人くらいの納税者
が起ることになる。その割合が七〇％以上で
ある。実際に収入を伴う仕事に時間以上従事し
た者及び若干の休業者ということになつては
います。ところが、こういふふうには納税義務者が七〇％以
上をこえるというところは、税額が低いとか高いと
かいうことを別にして、重大な問題があると思
ひますが、そこら辺のところはどんなふうにお考
へでしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 住民税均等割りを地方
税制の中でどういう地位に置いて考へるか、ある
いは、地方団体との間の結びつきをどう考へるか
といったようなことである。考へが違つてくる
かと思ひますが、少なくとも私もこの均等割
りというものは存置を志してまいりたい、こうい
うふうに考へております。均等割りの額自体が、現
在、御指摘のように非常に低いのでござい
ます。昭和二十六年以来、十五年間にわたつて
置きに考へております。税制上から申します
れば、経済情勢の変化等を考へれば、当然にこれは
適当な時期に引き上げてしるべきものと考へて
おりますけれども、いろいろな諸情勢もございま
すので、国民生活の都合等も考へて、現在まだ
据え置きそのまゝになつておるのでござい
ます。そういつたいろいろな事情から見まして、私も
考へて持つております。

○原田立君 それでは、いわゆる七〇％以上の人に
税をかけるというのはいき過ぎじゃないかと、こ
う思ふんです。で、このような大衆負担を求め
ながら、税収入としては、法人分等を含めて、
地方税の総額の約一〇％、非常に少ない。このよう
な異常な大衆負担が生じたのは、住民税の所得割
り、所得の計算の方法がはつきりしているが、均
等割りは生活している限り何らかの所得があるは
ずだといふところになつてはいるわけですが、
生活保護の対象者や、幼児、小中学生でもな

い限りすべて課税するところにあるといふへん大
きな問題があると思ふんです。で、いま局長が
言われたように、物価が上がつては、生活水
準も向上するし、当然そうなれば課税最低限度も
引き上げるのが当然なことじゃないか。所得割
りについては、国はもとより、住民税においても若
干引き上げられておりますけれども、均等割りに
ついては、いまお話しになつた十数年――十五年で
す。そのまゝ据え置きというの、これはやはり
将来再検討を要する重大な課題ではないかと思
ひます。このような点について、ひとつもう一
べんお伺いをいたしたい。

○政府委員(細郷道一君) 住民が地方団体の経費
を負担する場合は、できれば全住民がわずかなが
ら負担してもらいたい、こう考へるものでござ
います。それが、その性格上からいいますと、
納税義務者数の割合が高いのはむしろ当然の
ことであつて、そこに均等割りの値打ちがあ
ると考へておるのでござい。それで、そ
の額が地方税の中で非常にウェイトが低いとい
うことは、先ほど申し上げたように、むしろ長
期間据え置いておるといふところに問題があるわ
けでございます。やはり自治体自体の行政水準
もだんだん上がつてはいるわけであり。学校
や道路の費用も上がつてはいるわけでございます
ので、均等割りの額に引き上げていくというよう
な方向で検討をすべきものと考へておるのでござ
います。昨年の政府の税制調査会におきまして、
長い間据え置かれておる均等割りの額について
は、将来検討していこうじゃないか、こういつた
ような御議論が実は出ておるのでござい
ます。

○原田立君 それでは、別に、いつだったか
日にちをちょっと忘れましたけれども、予算委員
会で総理大臣は、所得税の課税最低限度を八十
万円で引き上げたい、こういふような言明があつ
たわけですが、現行所得税は六十二万円、住民税
は四十二万円、おのの課税最低限度になつており

ますが、もし八十万円になった場合、当然住民税の課税最低限度も上がらなうと思うのですけれども、引き上げるべきじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(細郷道一君) 所得税と違って、住民税はやはり住民がなるべく広く負担をしております。う、こういう考え方に立っておりますので、所得税のように課税の最低限度が年々上がつていくというのに住民税として追隨していくことは、性格上困難であらうと思ひます。ただ、やはり経済情勢も変わつてまいります。あるいは、生活保護基準といつたいわゆる最低社会保障費の向上といつたようなこともござりますので、将来住民税に就いて課税最低限度を考へます場合には、やはりそういったたとえば社会保障の限度額との関係はどう見ていくか、あるいは納税人員の中に占めるウエイトをどう見ていくか、あるいは所得税の納税者と住民税の納税者との比率の動きをどう見ていくかといつたような点なども考へていくべきものと思ひますが、所得税の控除が八十万円に上れば必ず住民税も追隨して同じ比率で上がるというふうな考へには立っておりません。

○原田立君 これは重要な発言だらうと思ひます。それはおかしいじゃないですか。所得税のほうで課税最低限度が引き上げられれば、住民税だって引き上げていくのがむしろ当然ではないかと思ひます。それを、いま局長の言明では、所得税は上がったって住民税のほうはそんなことはやらない、極端なことばで言へば、そういうのはきりした言明だけれども、これはまづいんじやないですかね。

○政府委員(細郷道一君) まあ上げないという言ひ方の問題があるかと思ひますが、追隨して同じ比率で上げるという言ひ方は考へられないといふことを実は申しておるわけでありまして、申しますことは、やはり、住民税は、その地方団体の経費を分担してもらふしかたの問題に關連をいたすわけでございます。なるべく広く、わずかつつでも住民が経費を負担してもらひたい。したがつ

て、住民税自体は、いわばその住民にとつては生活の中の一つの経費なんだというふうな考へ方に立っておるものでござります。所得税とそこが根本的に性質も違ふと思ひわけござります。一昨年ですか、税制調査会でもいふんこの問題については長い時間をかけて議論をいたしました。結局、最後に、住民税と所得税の課税最低限度については差があるのがむしろ当然であるといふような結論が出たわけでございます。そういうような点から、かりに所得税が将来八十万円になるといたしまして、住民税がそれに同じ割合で追隨して上がつていくことは私も私どもとしては考へていない、こういうこととござります。

○加瀬完君 ちょっと、關連。それは去年の予算の分科会で大臣の御答弁なさつたことと違ひますよ。それはあとで申し上げます。

で、いま局長さんの御説明が、私は異論があるわけですよ。なぜかと申しますと、人頭割り、所得がある方がなかる方が、住民である限りは全部一応の課税負担といふものはされておるわけですね。それに加へて所得割りがあつて、一応大蔵省で考へた最低生活基準といふものを割つておる者は所得税をかけないといふ、大体バランスをとつておるわけですよ。ところが、地方税は、最低生活基準にかかわりなくかかつておるわけですよ。確かに、地方税の性格から、いづれも若干の負担をしなければならぬといふことは成り立つていふ。それはちゃんと人頭割りで負担してはいるじゃないですか。その日の生活費を割るような経済力の弱小な者でもさらに所得割りが課せられておるといふところが問題ですよ。それで、前の大

臣が、これは徐々にやほし所得税の扱い方になつてまいりましようといふ答弁をされておるんです。去年は、急に變えるわけにはいかないけれども、そういう方向に考へましようといふことをおっしゃつておるんです。だから、ぼくはそうおっしゃるのが当然だと思ひます。いまの局長さんのお話ですと、性格が違ふんだから同じ水準にでき

るかできないかといふことは別ですよ。やはり、所得税の扱い方と同じような方法を方法としてとつていくのが當然じゃないかという御質問なんですよ。原田さんはそれはやらないといふことになつて、これはおかしいと思ひます。人頭割りを払つておるんですよ。払つていないならばまだしも、払つておるんですよ。所得税には人頭割りというのではありません。所得税には人頭割りで国税を払つておるといふことではないわけですよ。地方税は別だ。二重に払つておる、極端に言へば、そこを考へていただかないと、いま原田委員が指摘したように、人頭割りが高いの安いのという問題があらう。人頭割りで取つておるのを忘れたまへから、同じ所得割りで取つておるのを忘れたまへから、これは地方住民としては負担をすべきたといふことになつておる、ちよつとあらためて伺いたいという気持ちになつておる。いかがでしよう。

○政府委員(細郷道一君) 多少どうも両極端で議論をしていたやうなきらいがあるかも知れませんが、所得税で課税最低限度を何年の後かわりませんが八十万円にしたいといふ一つの長期減税構想といつたやうなものもあらはら出ているやうであります。私も私どもがいま申し上げておるやうなことは、所得税の課税最低限度が上がるからといって、すくそそれに追隨して、向こうが一万円上がればこつちも一万円上げるのだという意味で住民税の課税最低限度については考へていけない。住民税はやはり性格が違ふのだから、所得税のほうは、やはり国民の生活水準が上がれば、上がるに應じてこれではできないだけ私には上げるほろむらしいのかもしれないとすら思つております。所得税自身としては、しかし、住民税は、かりにそういうふうになつておるといたしまして、所得税と同じベースでこれを考へていくことはできない。やはり、両税で性格が違ふし、住民税といふものは確かに均等割りが払つておられますけれども、均等割りの額がいま幾らというふうな問題になつておるやうな状態でございますので、そういったものとも

らみ合せて将来考へていかなければならぬと思ひますけれども、やはり住民にとつてみれば、その地方団体の経費をとにかく何がしかつづ負担をしていくという考へ方がござりますので、その意味におきましては、住民税といふのは生活費の一部であるといふことすらできるのではなからうか、こう考へるわけでありまして。

そこで、将来、では住民税については課税最低限度はもう全然いじらぬのか、あるいは所得税にいつもくつつかのやうな両方の極端な議論になると思ひますが、私が先ほど申し上げましたやうに、住民税の課税最低限度につきましては、やはり将来行政も動いていくことであるから、納税者数の有業人口に対する割合がどのくらいになるか、あるいは所得税の納税者と住民税の納税者の割合がどうなるか、あるいは国が最低の生活保障としてとつておられます生活保護基準等の動き、そういったやうなものを勘案してこれを考へていく、所得税とはやや違ふ別の立場でものを考へていく、こういう点を私は強調したかつたわけでありまして。

○加瀬完君 關連で恐縮なんです、一応おつしやることはわかります。住民の生活費みたいなものだから、所得税とは違つて住民税は払わなければならぬ。それならば、租税特別措置法やなんかいろいろの国の政策の中で、地方税の減免をしていく分をなぜ遮断しないかといふんです。生活費なら、法人であらうが個人であらうが、当然これは負担すべきです。そちらのほうはさつぱり整理をしない。それで、今度、個人の所得割りになつておると、三十六年以前の所得税の免税の線にかかわりなくこれは地方税はかけられてくるのでしよう。一般の住民には非常にきびしいですよ。企業資本には地方税はゆるやかです。企業資本が全部つぶれていといふやうな暴論は私は申し上げませんが、これはほど逼迫しているときなら、しかも、住民の生活費としての地方税、住民税といふことならば、これは少なくとももうか

らみ合せて将来考へていかなければならぬと思ひますけれども、やはり住民にとつてみれば、その地方団体の経費をとにかく何がしかつづ負担をしていくという考へ方がござりますので、その意味におきましては、住民税といふのは生活費の一部であるといふことすらできるのではなからうか、こう考へるわけでありまして。

そこで、将来、では住民税については課税最低限度はもう全然いじらぬのか、あるいは所得税にいつもくつつかのやうな両方の極端な議論になると思ひますが、私が先ほど申し上げましたやうに、住民税の課税最低限度につきましては、やはり将来行政も動いていくことであるから、納税者数の有業人口に対する割合がどのくらいになるか、あるいは所得税の納税者と住民税の納税者の割合がどうなるか、あるいは国が最低の生活保障としてとつておられます生活保護基準等の動き、そういったやうなものを勘案してこれを考へていく、所得税とはやや違ふ別の立場でものを考へていく、こういう点を私は強調したかつたわけでありまして。

ている会社からは生活費は負担をしてもらうべきです。住民税は払ってもらわなければならない。あるいは地方税は払ってもらわなければならない。そのほかの整理はまきつり行なわれない。これは、本会議でも質問しましたが、なぜでしょう。これでいいでしょうか、大臣にひとつお答えいただけます。不合理じゃありませんか。取りやすいところからは経済力がなくても取る。いろいろ文句の出るようなところからは取れない。取らない。こんなものをほりつければいい。おいて均等割りを頭並みにまた上げようとか、上げるのが当然だという議論をなさいます。住民自治とは言えませんが、大臣、ひとつこの点は、地方税は取れるところから取ってくださるおっしゃっていただきたいと思ひます。

○国務大臣(永山忠則君) 住民税の最低限度額の関係と所得税の関係は、いま局長の申しましたとおりでございますが、とにかく、生活保護の関係や、あるいは生活水準の上昇、その他あらゆるものを勘案いたしまして、適正に今後も考える必要があると考えております。必ずしもこれはスライドして一致するということには考えませんけれども、諸種の点を考慮いたしまして、やはり経済の動向等を見まして考えるものである、こういうふうに考えております。

なお、いわゆる特別措置に関する関係につきましては、原則としてやはり遮断することが好ましい、こういうふうに考えておりますが、あるいは中小企業、農漁山村、その他零細関係者の生活を向上していく経済の関係等では、やむを得ぬものは受け入れざるを得ないものがあるかと思ひますが、また、今年もああいうように法人の合併、スクラップ化促進、あるいは資本構成改善等の分に對しましては、こちらに影響を受けないような処置を講じたのでありますが、できる限り影響を受けないようにすることが望ましいと考えております。

○鈴木壽君 大臣、前段のお話、ちょっとわかりませんね。前段の課税最低限の問題ですね、考慮

するというのが、考慮ということはどういうことですか。

○国務大臣(永山忠則君) 課税最低限の関係は、必ずしも国税関係と一致をいたすものではないと思ひますが、しかし、生活保護費の関係、あるいは生活水準の上昇、物価の増減、あるいは経済状態を勘案し、また、国税の減税等とも見合ひして総合的に検討をいたしていく必要があると思ひます。これは、何といつても、われわれが地域社会の生活をいたします上において一体に結び合つていかなければならぬのでございまして、地域社会を住みよい環境のものに仕上げるという関係におきましても、非常に住民との結び合ひも強いものでございまして、これをあらゆるものを総合してやる必要があると思ひます。これをどうするか、スライドしていくか、その率をどうするか、せにせぬということにはいかならないと思ひます。あらゆるものを総合して、経済のあらゆる変動等総合し、生活状態を総合して検討をして、その情勢に応じて最低限を漸次に引き上げていくということが好ましいんじゃないか、こう思ひます。

○鈴木壽君 関連ですから、これでやめますが、お話を聞いても、あらゆるものを総合的にということで検討していくとおっしゃっておりますが、いまのお話の中にありましたたとえば生活保護費の問題とか、これはあれですか、生活保護費は国で組みますね、それを見て何かわれわれの普通の生活というものの水準をやっていくと、こういうのですか。あんまり生活保護費の問題と何べんもおっしゃるのだから、一体どういう意味なのか。国のきめておられる生活保護費というものは、いわばでたらめな、何も生活が保障できるようになどろまで考えているのでなくて、予算的にどうしてものというようにきめておられるだけの話で、そういうものをもとにして課税最低限の問題を一体どう考えるのか。

○国務大臣(永山忠則君) 私のことが十分でないで誤解を受けたかもしれないが、生活保護の関係者は住民税をかけないわけではございません。やはりそれらを参考しまして、まあそれを上回らねばならぬことは言うまでもないわけですが、物価の上昇、あらゆるものを総合して、できる限り最低限は引き上げていくことが好ましいんじゃないか、こういうふうに考えます。

○鈴木壽君 これは関連ですからやめますが、自治省の局長なり大臣なり、いまの地方団体の財政あるいは税源といふことが、そういうものが非常に窮乏だといふ前提を強ひ頭置いて税の問題を考へておられるんですね。こういう苦しいときに減税どころの騒ぎじゃないんじゃないか、こういうのがまず優先してくるようには私は感じますね、お話を聞いておつて。しかし、減税の問題やら、特にいまの住民税における課税最低限の問題は、それだけに縛られてどうにも動きのとれないというもののじゃないかと思ひます。

【理事沢田一精君退席、委員長着席】
もちろんそれを無関係にという意味じゃございせんけれども、一体、所得に対する課税というものはどうあるべきか、それから考へていかなければいけないと思ひます。一方において、もちろん所得税というものはある。しかし、所得税は国の予算だから、どういふふうなきめられても、住民税における所得割りというものは別段そんなこととは別なんだ、生活とは別なんだと、こういうふうな考へ方がもしありとすれば、これはやっぱり改めて加減さんから御指摘があったように、さっきも加減さんから御指摘があったように、住民税の中には、均等割りもあり、そのほかにいゝゆる負担分というふうな形からはいろいろ考へておる。それからまた、所得割りのものも、私もおっしゃる通りに、広く、できるだけ多数の住民から負担をしてもらつて、こういうことも生かさなければいけないと思ひます。しかし、いまのを見てみると、広く浅くならいけれども、深く重く——広く軽くじゃなく

て深く重くなんです。それでは私はいけないと思ひます。だから、地方財源がどうのこうの、あるいは地方財政のいまの問題がどうのというのは、これはまた別に私は考へなければいけないことであつて、現状のいろいろな税なり財政なりの仕組みをそのまゝにしておいて、その中だけで、減税すればたいへんだとか、市町村は困るというふうなことでは、お互ひに人間らしくしていく上にはいいことになつてゐない。今後検討なさるというお話ですから、これはいさぐさどこでどの程度の課税最低限がいいかという問題も簡単にあなたの方の立場からは言えないと思ひますが、しかし、それは検討するということは結構でございます。その検討するというのは、現状のたとへば今年四十一万円ですか、これでいいとは思ひますが、それ以上ならぬと思ひます。もっと引き上げなければならぬと思ひます。どうも思ひます。そういう意味での御検討だろと思ひます。それ以上ならぬと思ひます。その検討する際にいま申し上げたようなことをひとつ十分考へていただかないと、いつまでたつても検討は終わつてしまふ。所得税が今年度平年度六十三万円になる。住民税は依然として四十一万円、二十万円の差がある。いままでもありましたが、二十万以上です。今度は、どう考へたつてこれはいゝゆる所得に対する課税としては不合理です。あるいは、その所得税のほうにおいて住民税の負担したものを何かの控除で見えてくれるというのであればまた別だ。そういうこともしないで、いまのようなかっこうのままにしておいて、こんなに大きな開きがある、こういうことは私は許されなかつたと思ひます。ですから、ひとつ、御検討いただくのは結構です。ぜひ御検討していただきたいと思います。私も、極端なことを言つて、かりに何年先になるかわかりませんが、大蔵大臣が言つておられるように八十万円程度の所得税の課税最低限の線を将来実現したいと、こう言つておられるのときに、住民税のほうも八十万円にせよという意味じゃもちろんご

さいません。若干の差はあつてもやむを得ないと思ひますが、いまのはあまりに差があり過ぎる。ですから、そういうことをひとつ含めて御検討していただくように、これはまあ質問というよりも、要望ということになつて……。しかし、私は大事な問題だと思ふ。数年前からしつこく繰り返されておりますが、どうもあなたの方の考えを聞いておれば、とてもじゃないが、いまの地方財政の現況から、減税だとかあるいは課税最低限というものを大幅に引き上げていくことはとてもない話だといふふうにおっしゃつてゐる様に聞こえるんですね。ですから、ひとついま言つたようなことを要望して……。

○原田立君 ぼくの言いたかつたことを全部鈴木委員や加瀬委員が言つてくださりましたように、それでもう一ぺんあらためて言うようになると思ふのですけれども、国民全体の所得水準が低い段階にあつたときならやむを得ないと思ふんです。だけれども、現在のように経済の発展、非常に伸びてゐる、こういう段階で、いつまでも地方自治負担分任という名に隠れて生計費に食い込むような課税方法を続けることは適當でない。はつきり申し上げたいのです。そういうことで、標準生活費にまでも課税するというものはなほだおかしい。こういうような点から、住民税の最低課税限度ですね、当然引き上げるべきだ、はつきり申し上げたいのです。局長は両極端だとかあるいはなにかいふようなことを言つてゐるけれども、当然上げるべきなんです、住民税のほうも。その点について何か御検討なさるということであつたので、一応それで了解したいのですけれども、さらにもう一ぺんお伺いしたいと思ふのですが、大臣。

○委員長(林田正治君) ちよつと委員の異動について御報告申し上げます。
本日付をもって竹中恒夫君が辭任され、中村喜四郎君が選任せられました。

昭和四十一年四月八日印刷

○國務大臣(永山忠則君) 課税最低限を引き上げるといふことに対しては好ましいことであると考えてゐるのでございますが、まあ地方財源の關係やら、あるいはさらに何といつても自分の住んでゐる地域社会をよりよくすることが好ましいのでございまして、やはり学校なり道路なり直接利害關係を強く受けてゐるのでございまして、国税と同じような率といふことは必ずしもとれないかと考えておりますが、できるだけあらゆるものを総合してこれが引き上げ等に対して将来十分ひとつ御意思の点をもよく取り入れまして検討いたしたいと思へます。

○委員長(林田正治君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じます。
なお、次回は明三月三十一日午前十時開会のご予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十五分散会

昭和四十一年四月九日発行

第十二号中正誤	
ペジ 段 行 誤	正
六 二から五	そう
九 四、二七	そいう
一〇 三、六	別は
	別に

参議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局